

平成29年度 監事研修会

平成29年10月13日(金) 13:00 ~ 16:30

平成29年10月31日(火) 13:00 ~ 16:30



日本私立学校振興・共済事業団 私学経営情報センター 私学情報室

- I 日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）について**
- II 私立大学等経常費補助金**
- III 財務比率を活用した財務分析**
- IV 私立大学・短期大学の教育の取組み**
- V 監事の現状**
- ◆ 私学経営情報センターからのお知らせ**

I 日本私立学校振興・共済事業団（私学事業団）について

私学事業団の概要

組 織 名	日本私立学校振興・共済事業団（略称：私学事業団）
設立年月日	平成10年1月1日
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
法 人 格	特殊法人（共済組合類型法人）
主 務 大 臣	文部科学大臣
資 本 金	1,086億7,786.3万円（平成29年4月1日現在、全額政府出資）
理 事 長	河田 悌一【関西大学 第38・39代学長歴任】（平成22年1月1日就任）
職 員 数	1,261名（平成29年4月1日現在）

運営基本理念

私たち日本私立学校振興・共済事業団は、私学振興に係る業務を総合的に実施し、私立学校における教育と研究の充実、向上及び経営の安定に寄与するとともに、教職員の福利厚生の充実を図り、私学振興の先導的な拠点として、日本の教育・研究の発展に貢献してまいります。

私学事業団の業務

私立学校への支援(助成業務)と教職員への福利厚生(共済業務)を一体的・総合的に行うことにより、効率的・効果的に私学振興を推進している

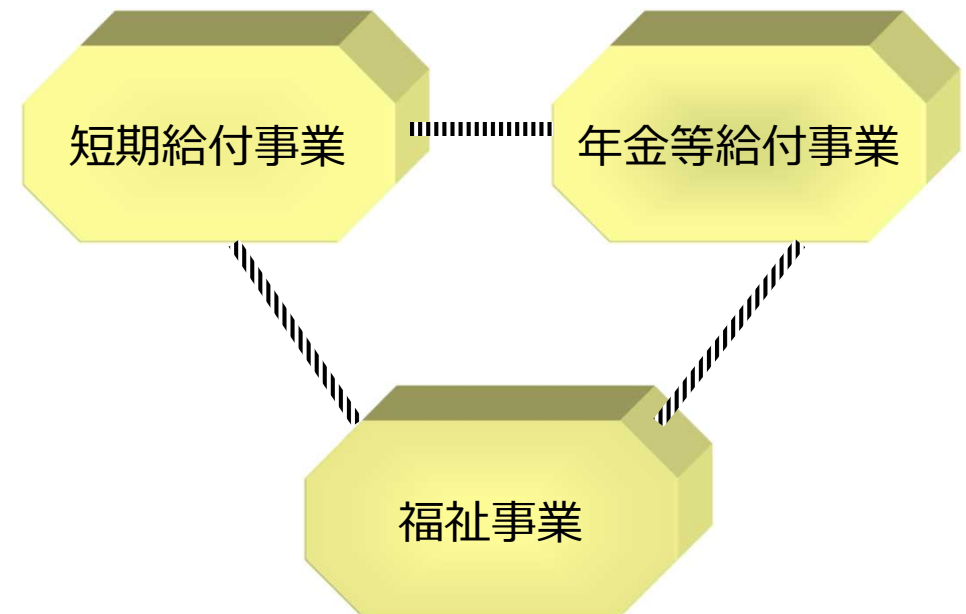
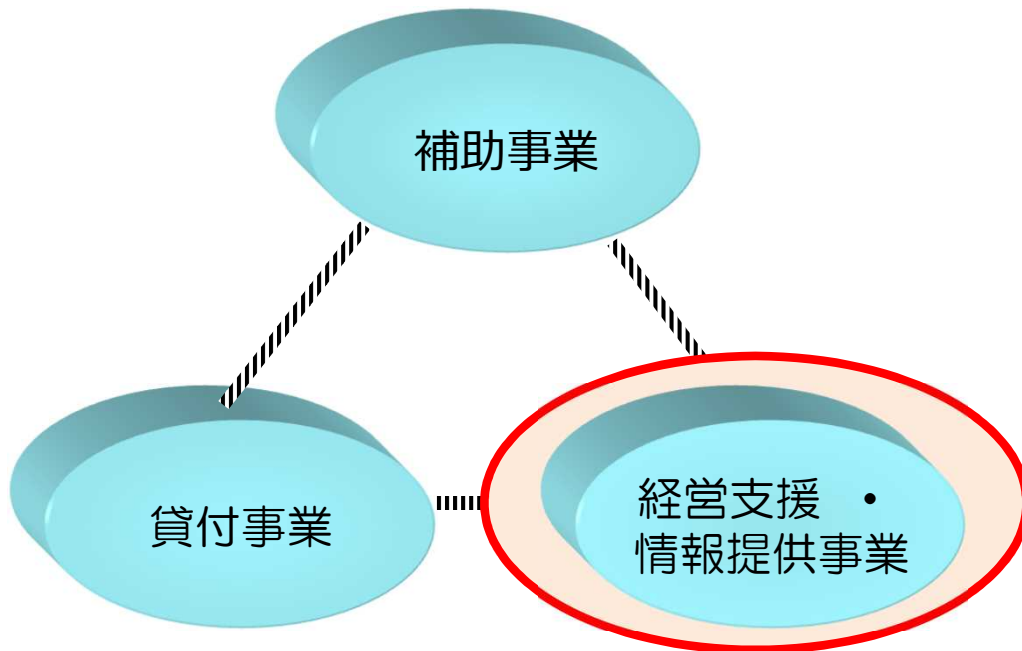
助成業務

私学助成など私学に対する支援に必要な業務を総合的に実施

国から運営費の補助を受けず業務に必要な事務費はすべて自己財源

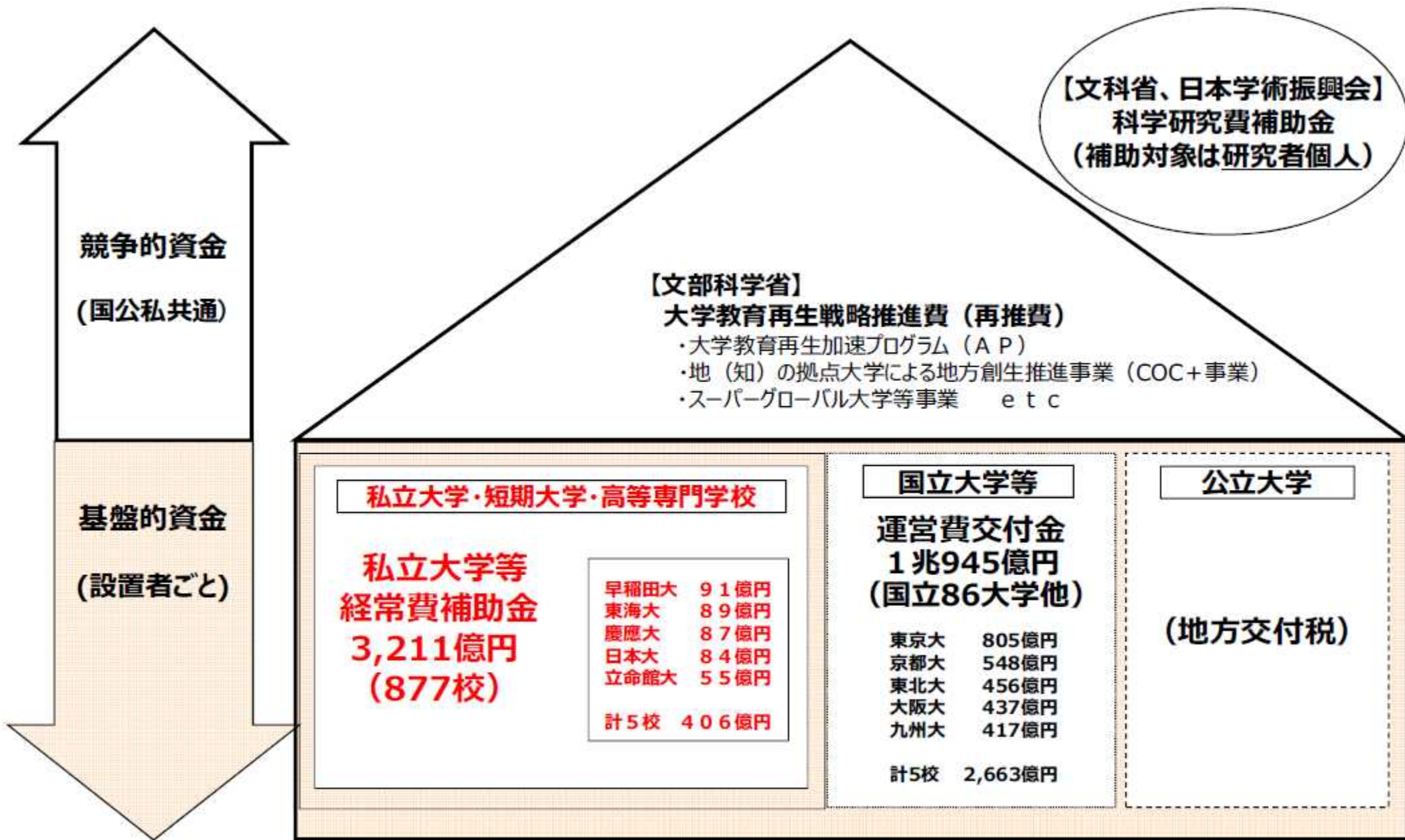
共済業務

私学に勤務する教職員等の福利厚生を図る



Ⅱ 私立大学等經常費補助金

大学等に対する補助金のイメージ

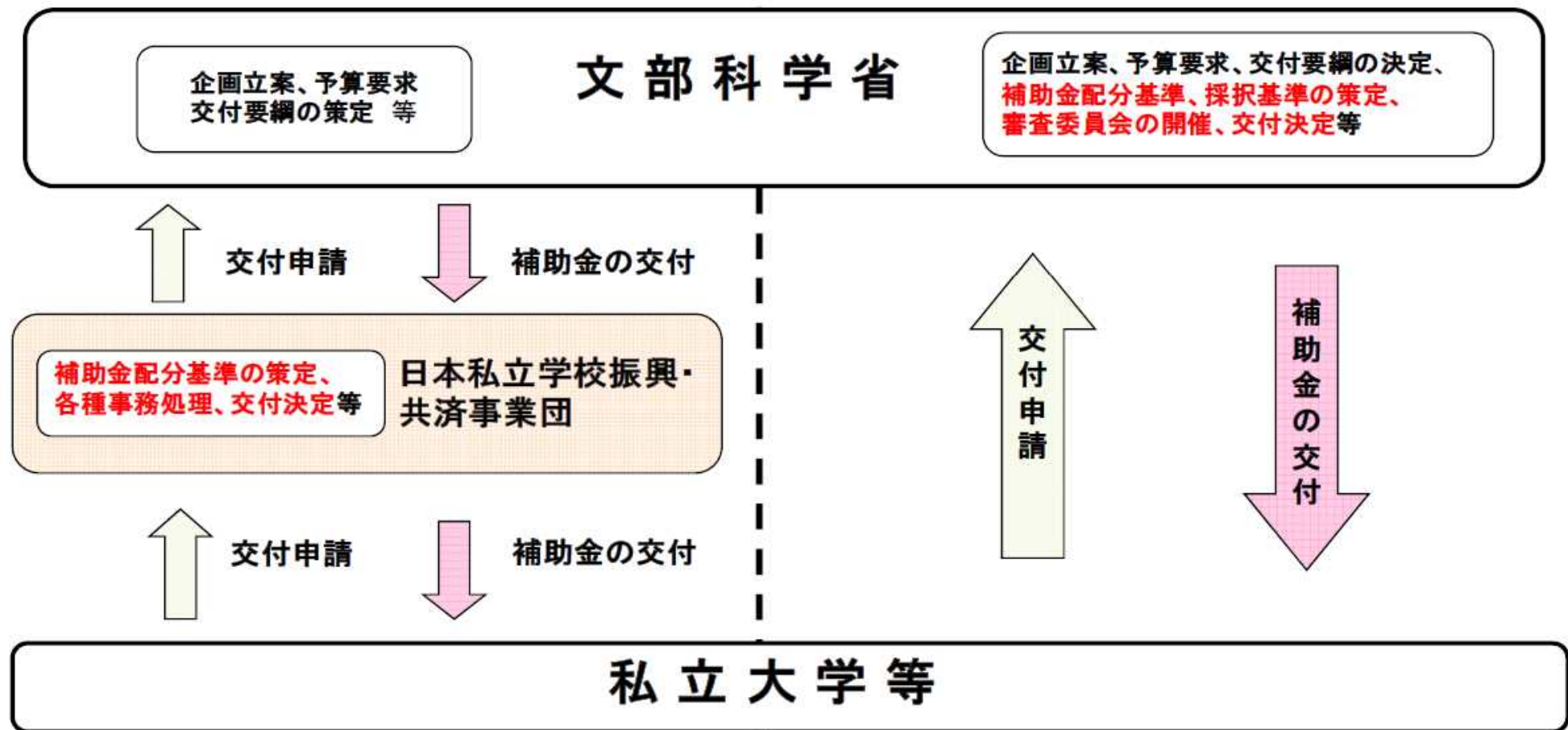


(注) 金額・学校数は平成28年度実績

私立大学等への補助金の仕組み

○私立大学等**経常費**補助金

- 私立学校**施設**整備費補助
- 私立大学等研究**設備**整備費等補助金
- 私立大学等教育研究活性化**設備**整備費補助金



※私立学校振興助成法第11条(間接補助) → 国は私学事業団を通じて補助金を交付することができる

《私立学校振興助成法 第1条》

- 私立大学等の教育条件の維持向上
- 学生の修学上の経済的負担の軽減
- 私立大学等の経営の健全性を高める

《私立学校振興助成法 第4条》

- 私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費に対する補助で**私立大学等**を設置する学校法人に対して交付

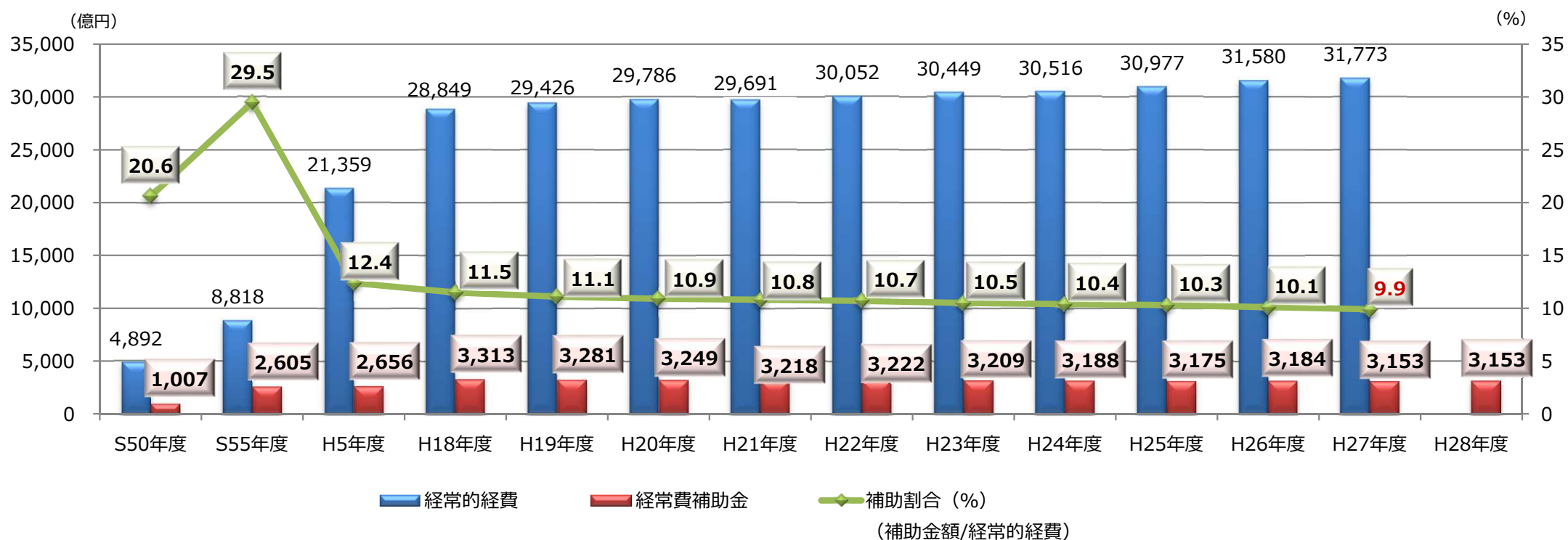
→ 個々の教職員や学生に対してではなく、
私立大学等で毎年発生する経常的な経費に対して補助

私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

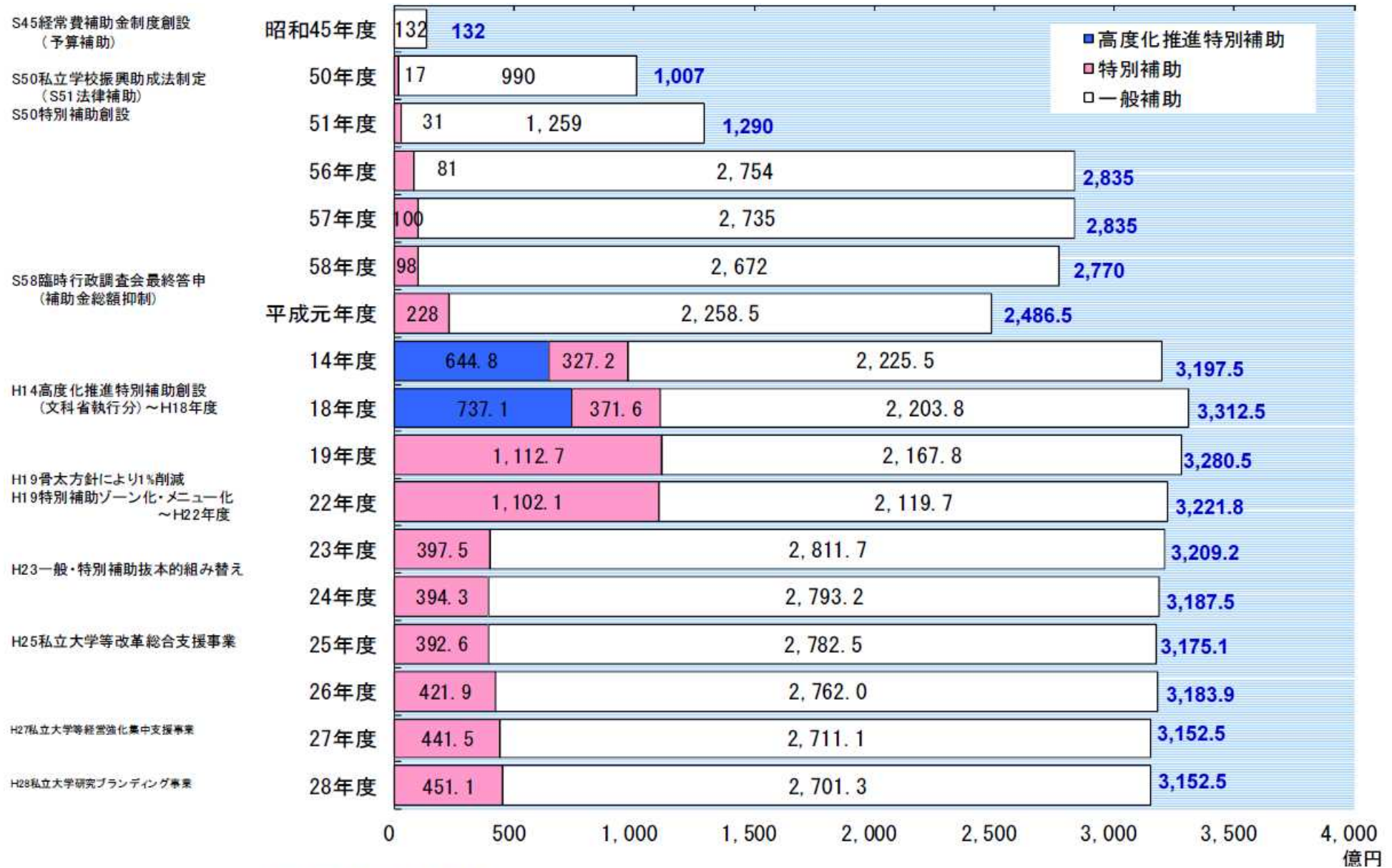
区 分	S50年度	S55年度	H5年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580	31,773		
経常費補助金	総 額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,153
	(伸 率) 金 額	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲1.0)	(▲1.0)	(▲1.0)	(0.1)	(▲0.4)	(▲0.7)	(▲0.4)	0.3	(▲1.0)	0
	うち特別補助 割 合	17	73		1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441	451
		(1.7)	(2.8)	(15.0)	(33.5)	(33.9)	(34.3)	(34.3)	(34.2)	(12.4)	(12.4)	(12.4)	(13.3)	(14.0)	(14.3)
補助割合 (%) (補助金額/経常的経費)	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9		

※ 1 補助金額は当初予算（H23は補正予算は含まない）。

※ 2 平成24～28年度の補助金額には、復興特別会計に計上している額を含まない。



一般補助と特別補助 予算額の推移

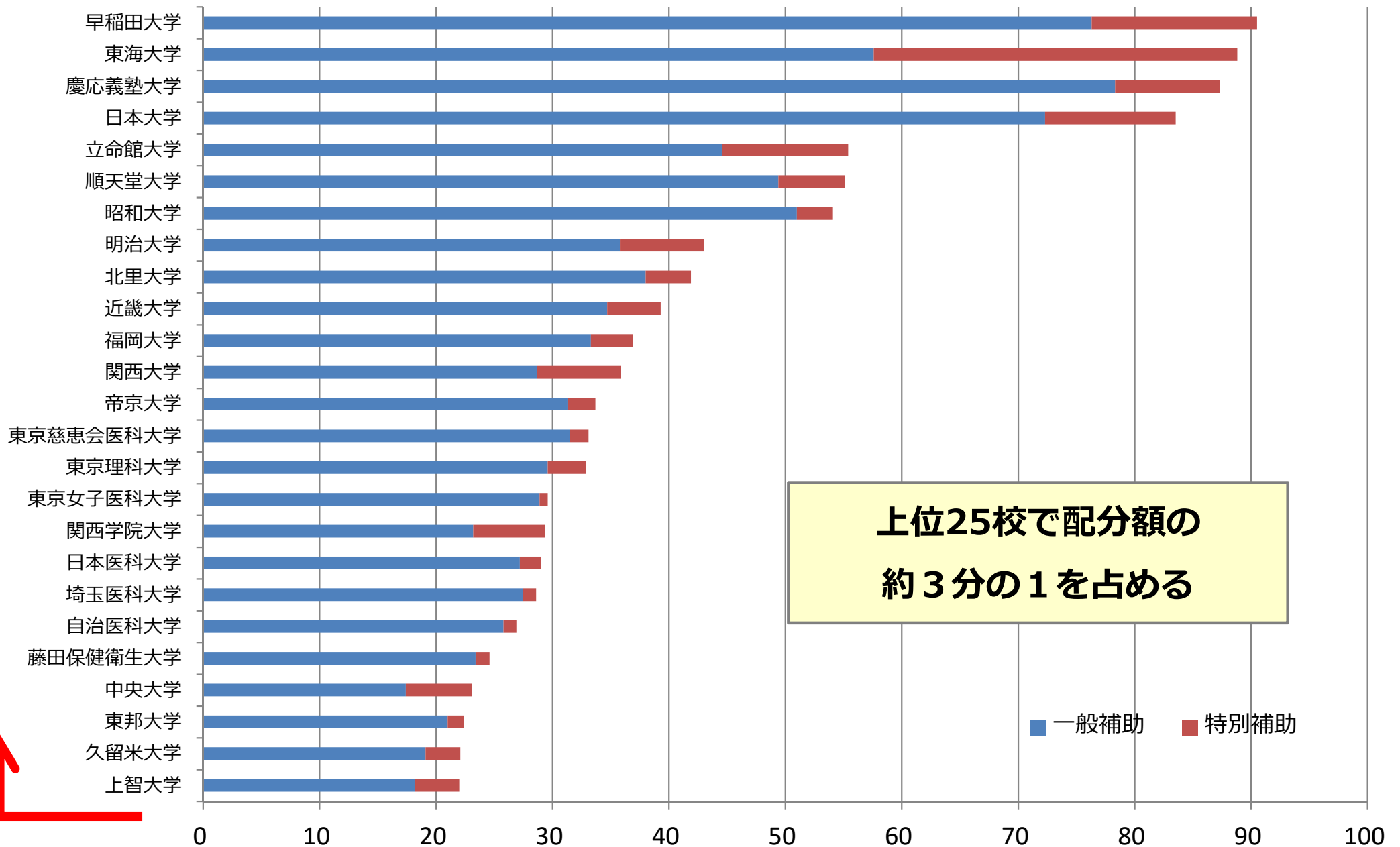


注1:金額は当初予算額です。

注2:高度化推進特別補助は、平成19年度に特別補助と統合されています。

注3:平成24~28年度の特別補助には、復興特別会計に計上している額を含みません。

平成28年度 私立大学等経常費補助交付状況



上位25校で配分額の
約3分の1を占める

↑
1069億円

■ 一般補助 ■ 特別補助

平成29年度私立大学等経常費補助の概要

※括弧内は28年度予算額。数字は概数。

私立大学等経常費補助 3,153億円（3,153億円）

一般補助【2,689億円（2,701億円）】 ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約85%

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する

特別補助【464億円（451億円）】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等（地域で輝く大学等やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等）を重層的に支援する。

○**私立大学等改革総合支援事業 176億円（167億円）**

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

各大学の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。（複数校の申請により、5～10グループを採択予定）

○**私立大学研究ブランディング事業 55億円（50億円）**

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。（新規採択校50～60大学（10～20校増）を予定）

○**私立大学等経営強化集中支援事業 40億円（45億円）**

地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間平成27～32年度（2020年度）」における集中的支援を行う。（地方の中小規模私立大学等のうち最大150校程度）

平成28年度 私立大学等経常費補助金の交付状況等

補助金交付状況

(単位：校、千円)

区分	大学	短期大学	高等専門学校	計(平均額)
交付額	296,880,395 (294,081,530)	23,800,314 (22,818,574)	482,628 (524,395)	321,163,337 (317,424,499)
交付学校数	570 (566)	304 (308)	3 (3)	877 (877)
1校あたり換算額	520,843 (519,579)	78,291 (74,086)	160,876 (174,798)	366,207 (361,944)
学生1人あたり換算額	156 (154)	190 (180)	217 (238)	158 (156)

私立大学等改革総合支援事業による増額(合計額)

(単位：校、千円)

区分	大学	短期大学	高等専門学校	計
支援対象学校数	325 (306)	130 (110)	2 (2)	457 (418)
一般補助による増額	7,471,897 (7,671,140)	343,643 (263,985)	12,025 (13,172)	7,827,565 (7,948,297)
特別補助による増額	5,093,445 (4,636,000)	1,756,277 (1,322,000)	21,013 (18,000)	6,870,735 (5,976,000)
増額計	12,565,342 (12,307,140)	2,099,920 (1,585,985)	33,038 (31,172)	14,698,300 (13,924,297)

私立大学等改革総合支援事業による増額(1学校当たりの額)

(単位：千円)

区分	大学	短期大学	高等専門学校	計
一般補助による増額	22,990 (25,069)	2,643 (2,400)	6,013 (6,586)	17,128 (19,015)
特別補助による増額	15,672 (15,150)	13,510 (12,018)	10,507 (9,000)	15,034 (14,297)
増額計	38,663 (40,219)	16,153 (14,418)	16,519 (15,586)	32,163 (33,312)

※ () 書きは平成27年度の数値

私立大学等改革総合支援事業

平成29年度予算額(案)
176億円(167億円)

- 高等教育全体の質の向上、特色化には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務であり、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援。
- 平成29年度から、各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成支援のタイプを新設。

基本スキーム(イメージ)

タイプ5「プラットフォーム形成」(5~10グループ)【新設】

各大学等の特色化・資源集中を促し、複数大学間の連携、自治体・産業界等との連携を進めるためのプラットフォーム形成を支援

＜要件(イメージ)＞

- 教育機関・自治体・産業界等を含めたプラットフォームを形成し、地域における高等教育に関する中長期計画の策定
- 複数校の申請に基づき、採択



タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

タイプ3「産業界・他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件:国際化推進に関するビジョン・方針の策定。

タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を支援

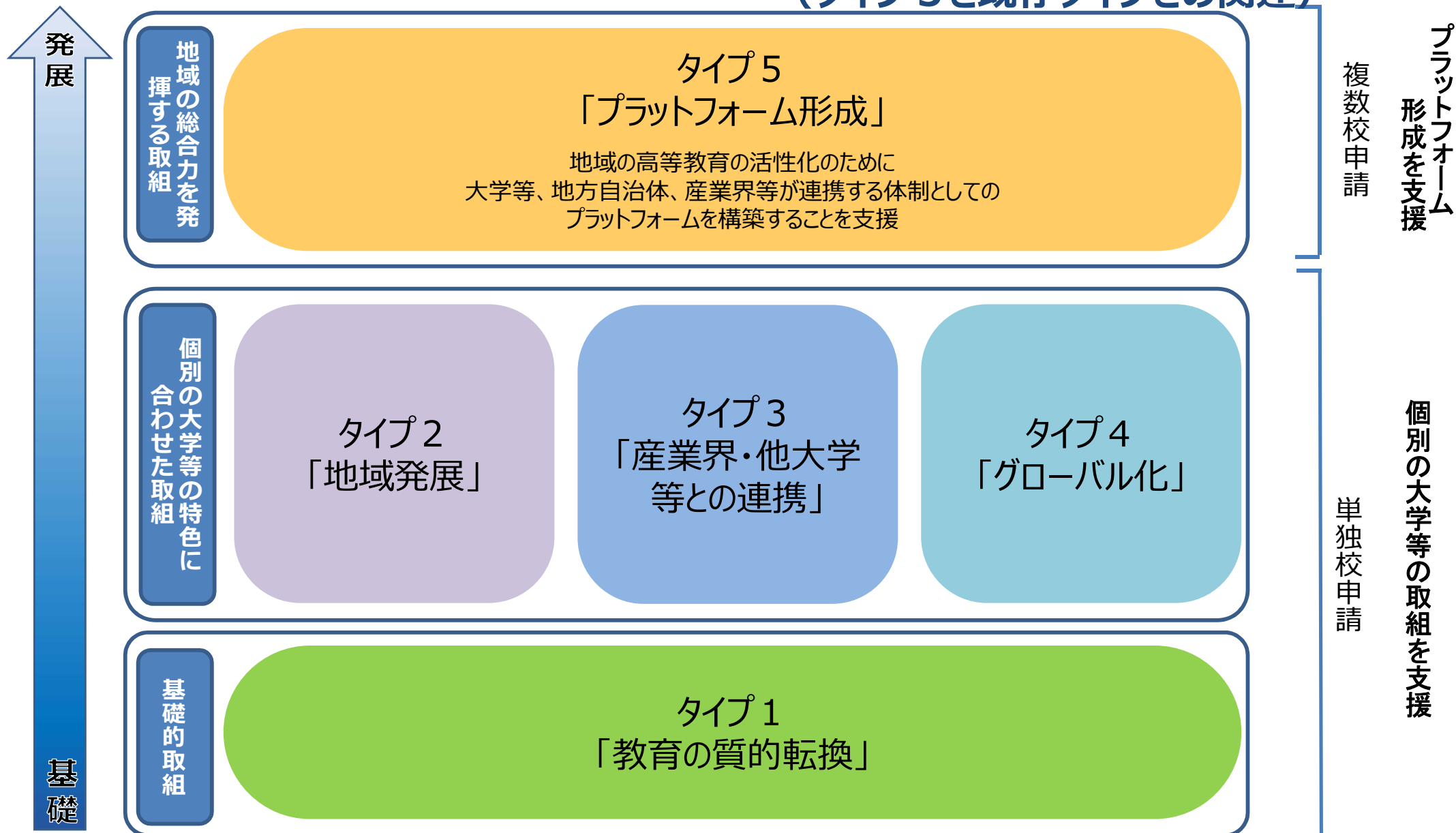
＜評価する取組(例)＞

- アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示
- 多面的・総合的な入試への転換
- アドミッションオフィスの組織改善など、入学者選抜体制の充実強化
- 高等学校教育と大学教育の連携強化 等

※上記の他、活性化設備費(13億円)、施設・装置費(3億円)を一体的に支援(タイプ1~4は新規採択校のみ)

【タイプ5】私立大学等改革総合支援事業の構造

(タイプ5と既存タイプとの関連)



平成29年度 私立大学等経営強化集中支援事業

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

基本スキーム（イメージ）

対象期間：平成27～32年度（2020年度）までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち最大150校程度

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額（タイプBのみ）により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：経営改革に向けた取組（経営の新陳代謝）を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数（目安）	配分額
タイプA（経営強化型）	80%以上 107%未満	50%程度・60～70校程度	3,000万円（平均）
タイプB（経営改善型）	50%以上 80%未満	70%程度・70～80校程度	3,500万円（平均）

主な評価項目例

◆経営状況の把握・分析

- 経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- 学部等ごとのSWOT分析等の実施

◆組織運営体制の強化

- 経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- 監査体制の強化

◆学生募集・組織改編

- 地域における入学志願動向調査の実施
- 定員規模の見直し、学部等の改組（Bのみ）

◆中長期計画の策定等

- 中長期計画の進捗管理と見直し（PDCA）
- 中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」（財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画）の策定・提出を必須とする。

◆人事政策・経費節減等

- 人事考課の導入
- 経費節減目標の設定

◆他大学等との連携

- 他大学との学内施設等の共同利用

◆地域・産業界との連携等

- 地域経済への波及効果の分析
- 地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。（Bのみ）

監査体制に関する評価項目

■タイプA

1. 常勤の監事の有無
2. 定期的な内部監査の実施
3. 監査計画の立案
4. 中長期計画の監査の実施

■タイプB

1. 常勤の監事の有無
2. 定期的な内部監査の実施
3. 監査計画の立案
4. 経営改善計画の監査の実施

Ⅲ 財務比率を活用した財務分析

事業活動収支計算書関係財務比率

■事業活動収支計算書関係比率（16項目）

No.	分類	比率	計算式
1	経営状況はどうか	事業活動収支差額比率	基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入
2	収入構成はどうなっているか	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金÷経常収入
		寄付金比率	寄付金÷事業活動収入
		経常寄付金比率	教育活動収支の寄付金÷経常収入
		補助金比率	補助金÷事業活動収入
		経常補助金比率	経常費等補助金÷経常収入
3	支出構成は適切であるか	人件費比率	人件費÷経常収入
		教育研究経費比率	教育研究経費÷経常収入
		管理経費比率	管理経費÷経常収入
		借入金等利息比率	借入金等利息÷経常収入
		基本金組入率	基本金組入額÷事業活動収入
		減価償却額比率	減価償却額÷経常支出
4	収入と支出のバランスはとれているか	人件費依存率	人件費÷学生生徒等納付金
		基本金組入後収支比率	事業活動支出÷(事業活動収入－基本金組入額)
		経常収支差額比率	経常収支差額÷経常収入
		教育活動収支差額比率	教育活動収支差額÷教育活動収入計

- (注) 1. 寄付金 = 教育活動収支の寄付金 + 特別収支の施設設備寄付金及び現物寄付
 2. 補助金 = 経常費等補助金 + 施設設備補助金

■活動区分資金収支計算書関係比率（1項目）

No.	分類	比率	計算式
1	教育活動でキャッシュフローが生み出せているか	教育活動資金収支差額比率	教育活動資金収支差額÷教育活動資金収入計

貸借対照表関係比率

■ 貸借対照表関係比率 (20項目)

No.	分類	比率	計算式
1	自己資金は充実されているか	純資産構成比率	$\text{純資産} \div (\text{総負債} + \text{純資産})$
		繰越収支差額構成比率	$\text{繰越収支差額} \div (\text{総負債} + \text{純資産})$
		基本金比率	$\text{基本金} \div \text{基本金要組入額}$
2	長期資金で固定資産は賄われているか	固定比率	$\text{固定資産} \div \text{純資産}$
		固定長期適合率	$\text{固定資産} \div (\text{純資産} + \text{固定負債})$
3	資産構成はどうなっているか	固定資産構成比率	$\text{固定資産} \div \text{総資産}$
		有形固定資産構成比率	$\text{有形固定資産} \div \text{総資産}$
		特定資産構成比率	$\text{特定資産} \div \text{総資産}$
		流動資産構成比率	$\text{流動資産} \div \text{総資産}$
		減価償却比率	$\text{減価償却累計額} \div \text{減価償却資産取得価額}$
4	負債に備える資産が蓄積されているか	内部留保資産比率	$(\text{運用資産} - \text{総負債}) \div \text{総資産}$
		運用資産余裕比率	$(\text{運用資産} - \text{外部負債}) \div \text{経常支出}$
		流動比率	$\text{流動資産} \div \text{流動負債}$
		前受金保有率	$\text{現金預金} \div \text{前受金}$
		退職給与引当特定資産保有率	$\text{退職給与引当特定資産} \div \text{退職給与引当金}$
5	負債の割合はどうか	固定負債構成比率	$\text{固定負債} \div (\text{総負債} + \text{純資産})$
		流動負債構成比率	$\text{流動負債} \div (\text{総負債} + \text{純資産})$
		総負債比率	$\text{総負債} \div \text{総資産}$
		負債比率	$\text{総負債} \div \text{純資産}$
6	運用資産の保有状況はどうか	積立率	$\text{運用資産} \div \text{要積立額}$

- (注) 1. 運用資産 = 特定資産 + 有価証券(固定資産) + 有価証券(流動資産) + 現金預金
 2. 外部負債 = 借入金 + 学校債 + 未払金 + 手形債務
 3. 要積立額 = 減価償却累計額 + 退職給与引当金 + 第2号基本金 + 第3号基本金

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

本件は、平成25年12月に文部科学省が開催した学校法人会計基準の改正に関する説明会において当事業団が提示した『学校法人会計基準の改正に対応した新しい財務比率等について(案)』の内容を踏襲し、説明会以降に日本公認会計士協会をはじめとした関係各位からの意見を参考として、比率の趣旨をより適切に表すために必要な変更を加えたものである。

(1) 貸借対照表関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
1	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	<p>固定資産の総資産に占める構成割合で、流動資産構成比率とともに資産構成のバランスを全体的に見るための指標である。</p> <p>固定資産は施設設備等の有形固定資産と各種引当特定資産を内容とする特定資産を中心に構成されている。学校法人が行う教育研究事業には多額の設備投資が必要となるため、一般的にはこの比率が高くなるのが学校法人の財務的な特徴である。</p> <p>この比率が学校法人全体の平均に比して特に高い場合、資産の固定化が進み流動性が乏しくなっていると評価することができる。</p> <p>しかし固定資産に占める特定資産の比率が高い学校法人においては必ずしもこの評価は適切ではないため、資産の固定化を測る比率として、有形固定資産に焦点をあてた「有形固定資産構成比率」を利用することも有効である。</p> <p>なお、固定資産構成の比率は、流動資産構成比率と表裏をなす関係にある。</p>	<p>名称及び比率の内容に変更なし</p> <p>計算式について、「その他の固定資産」から各種引当特定資産を抽出して中科目「特定資産」に区分されたことを反映するため下記とおり変更</p> <p>現行:「固定資産＝有形固定資産＋その他の固定資産」 ↓ 変更:「固定資産＝有形固定資産＋特定資産＋その他の固定資産」</p>
2	有形固定資産構成比率	$\frac{\text{有形固定資産}}{\text{総資産}}$	<p>有形固定資産の総資産に占める構成割合で、土地・建物等の有形固定資産の構成比が資産構成上バランスがとれているかを評価する指標である。</p> <p>学校法人では教育研究事業に多額の施設設備投資を必要とするため、この比率が高くなるのが財務的な特徴であるが、学校規模に比して設備投資が過剰となる場合は財政を逼迫させる要因ともなるため、注意が必要である。</p>	変更なし
3	特定資産構成比率	$\frac{\text{特定資産}}{\text{総資産}}$	<p>特定資産の総資産に占める構成割合で、各種引当特定資産などの長期にわたって特定の目的のために保有する金融資産の蓄積状況の評価する指標である。</p> <p>一般的には、この比率が高い場合は中長期的な財政支出に対する備えが充実しており、計画的な学校法人経営に資するといえる。</p> <p>この比率が低い場合には主に二通りの評価が考えられる。一つは固定・流動を合わせた金融資産が少ないため特定資産の形成が困難な場合であり、資金の目的化以前に財政基盤の脆弱さ、資金の流動性の問題が懸念される。</p> <p>もう一つは金融資産は少なからず保有しているが特定資産を形成していない場合で、この場合は直ちに財政基盤が脆弱であるとはいえない。</p> <p>しかし近年では中長期的な視点にたった経営計画の策定と、経営計画の下支えとなる特定資産の重要性が高まっており、また保護者をはじめとした利害関係者への説明責任の観点からも計画的な特定資産形成が望ましい。</p>	<p>名称を「その他の固定資産構成比率」から「特定資産構成比率」に変更 計算式の分子を「その他の固定資産」から「特定資産」に変更</p>
4	流動資産構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	<p>流動資産の総資産に占める構成割合で、固定資産構成比率とともに資産構成のバランスを全体的に見るための指標となる。</p> <p>流動資産は現金預金と短期有価証券のほか、未収入金などで構成されている。</p> <p>一般的にこの比率が高い場合、現金化が可能な資産の割合が大きく、資金流動性に富んでいると評価できる。逆に著しく低い場合は、資金流動性に欠け、資金繰りが苦しい状況にあると評価できる。</p> <p>この比率が低い場合であっても、低金利下での有利な運用条件を求めて長期預金や長期有価証券を保有している場合や、将来的な財政基盤の安定化のために金融資産を目的化して特定資産化している場合には、必ずしも流動性に乏しいとはいえないため、特定資産や固定資産の有価証券の保有状況も確認して評価を行う必要がある。</p> <p>なお、流動資産構成比率は 固定資産構成比率と表裏をなす関係にある。</p>	変更なし

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(1) 貸借対照表関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
5	固定負債構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	固定負債の「総負債および純資産の合計額」に占める構成割合で、主に長期的な債務の状況を評価するものであり、流動負債構成比率とともに負債構成のバランスと比重を評価する指標である。固定負債は主に長期借入金、学校債、退職給与引当金等で構成されており、これらは長期間にわたり償還あるいは支払い義務を負う債務である。 学校の施設設備の拡充や更新の際に、長期借入金を導入した方が財政計画上有利となる場合等もあり、長期借入金が多いことが直ちにネガティブな評価とはならないが、学校法人の施設整備計画や手元資金の状況に比してこの比率が過度に高い場合には、経営上の懸念材料となる点に留意が必要である。	名称及び比率の内容に変更なし。 計算式中の分母の表記を「総資金」から「 総負債＋純資産 」に変更
6	流動負債構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	流動負債の「総負債および純資産の合計額」に占める構成割合で、主に短期的な債務の比重を評価するものであり、固定負債構成比率とともに負債構成のバランスと比重を評価する指標である。 学校法人の財政の安定性を確保するためには、この比率が低いほうが好ましいと評価できる。しかし流動負債のうち、前受金は主として翌年度入学生の納付金とその内容であり、短期借入金とは性格を異にするものであるため、流動負債を分析する上では前受金の状況にも留意する必要がある。	名称及び比率の内容に変更なし。 計算式中の分母の表記を「総資金」から「 総負債＋純資産 」に変更
7	内部留保資産比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{総負債}}{\text{総資産}}$	特定資産(各種引当資産)と有価証券(固定資産および流動資産)と現金預金を合計した「運用資産」から総負債を引いた金額の総資産に占める割合である。 この比率がプラスとなる場合は運用資産で総負債をすべて充当することができ、結果的に有形固定資産が自己資金で調達されていることを意味しており、プラス幅が大きいほど運用資産の蓄積度が大きいと評価できる。 一方、この比率がマイナスとなる場合、運用資産より総負債が上回っていることを意味しており、財政上の余裕度が少ないことを表すこととなる。	計算式について、経営判断指標における「運用資産」と同定義とするため分子の「運用資産」の定義を下記のとおり変更 現行:「運用資産＝その他の固定資産＋流動資産」 ↓ 変更:「 運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券 」
8	運用資産余裕比率	$\frac{\text{運用資産} - \text{外部負債}}{\text{経常支出}}$	「運用資産(特定資産・有価証券・現金預金の換金可能なもの)」から「外部負債(借入金・学校債・未払金等の外部に返済を迫られるもの)」を差し引いた金額が、事業活動収支計算書上の経常支出の何倍にあたるかを示す比率であり、学校法人の一年間の経常的な支出規模に対してどの程度の運用資産が蓄積されているかを表す指標である。 この比率が1.0を超えている場合とは、すなわち一年間の学校法人の経常的な支出を賅えるだけの資金を保有していることを示し、一般的にはこの比率が高いほど運用資産の蓄積が良好であるといえる。 なお、この比率の単位は(年)である。	計算式について、分母を「消費支出」から「経常支出」に変更 また、経営判断指標における「運用資産」と同定義とするため分子の「運用資産」の定義を下記のとおり変更 現行:「運用資産＝その他の固定資産＋流動資産」 ↓ 変更:「 運用資産＝現金預金＋特定資産＋有価証券 」 ※平成25年12月の説明会時では「消費支出」を「事業活動支出」に変更するとしていたが、年間の運営費の何年分の運用資産の蓄積があるかを測る上では、分母は事業活動支出ではなく、特別支出を除外した経常支出の方が適切ではないかとの視点から、このたび変更するものである。
9	純資産構成比率	$\frac{\text{純資産}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	純資産の「総負債および純資産の合計額」に占める構成割合で、学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である。 この比率が高いほど財政的には安定しており、逆に50%を下回る場合は他人資金が自己資金を上回っていることを示している。	名称変更。比率の内容に変更なし 但し、分子の表記を「自己資金」から「 純資産 」に、分母の表記を「総資金」から「 総負債＋純資産 」に変更
10	繰越収支差額構成比率	$\frac{\text{繰越収支差額}}{\text{総負債} + \text{純資産}}$	繰越収支差額の「総負債および純資産の合計額」に占める構成割合である。 繰越収支差額とは、過去の会計年度の事業活動収入超過額又は支出超過額の累計であり、一般的には支出超過(累積赤字)であるよりも収入超過(累積黒字)であることが理想的である。 しかし、単年度の事業活動収支を分析する場合と同様に、事業活動収支差額は各年度の基本金への組入れ状況によって左右される場合もあるため、この比率のみで分析した場合、一面的な評価となる虞がある。 この比率で評価を行う場合は基本金の内訳とその構成比率と併せて検討する必要がある。	分子の表記を「消費収支差額」から「 繰越収支差額 」に変更 分母の表記を「総資金」から「 総負債＋純資産 」に変更

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(1) 貸借対照表関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
11	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産}}$	<p>固定資産の純資産に対する割合で、土地・建物・施設等の固定資産に対してどの程度純資産が投下されているか、すなわち資金の調達源泉とその使途とを対比させる比率である。固定資産は学校法人の教育研究事業にとって必要不可欠であり、永続的にこれを維持・更新していく必要がある。</p> <p>固定資産に投下した資金の回収は長期間にわたるため、本来投下資金は返済する必要のない自己資金を充てることが望ましい。しかし実際に大規模設備投資を行う際は外部資金を導入する場合もあるため、この比率が100%を超えることは少なくない。</p> <p>このような場合、固定長期適合率も利用して判断することが有効である。</p> <p>なお、固定資産に占める有形固定資産と特定資産の構成比にも留意が必要である。</p>	<p>名称及び比率の内容に変更なし</p> <p>但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更</p>
12	固定長期適合率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{純資産} + \text{固定負債}}$	<p>固定資産の、純資産と固定負債の合計値である長期資金に対する割合で、固定比率を補完する役割を担う比率である。</p> <p>固定資産の取得を行う場合、長期間活用できる安定した資金として自己資金のほか短期的に返済を迫られない長期借入金でこれを賄うべきであるという原則に対してどの程度適合しているかを示している。</p> <p>この比率は100%以下で低いほど理想的とされる。</p> <p>100%を超えた場合は、固定資産の調達源泉に短期借入金等の流動負債を導入していることと解することができ、財政の安定性に欠け、長期的にみて不安があることを示している。固定比率が100%以上の法人にあっては、この固定長期適合率を併用するとともに固定資産の内容に注意して分析することが望ましい。</p>	<p>名称及び比率の内容に変更なし</p> <p>但し、分母の表記を「自己資金+固定負債」から「純資産+固定負債」に変更</p>
13	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}}$	<p>流動負債に対する流動資産の割合である。一年以内に償還又は支払わなければならない流動負債に対して、現金預金又は一年以内に現金化が可能な流動資産がどの程度用意されているかという、学校法人の資金流動性すなわち短期的な支払い能力を判断する重要な指標の一つである。一般に金融機関等では、200%以上であれば優良とみなしており、100%を切っている場合には、流動負債を固定資産に投下していることが多く、資金繰りに窮していると見られる。ただし、学校法人にあっては、流動負債には外部負債とは性格を異にする前受金の比重が大きいことや、流動資産には企業のように多額の「棚卸資産」がなく、ほとんど当座に必要な現金預金であること、さらに、資金運用の点から、長期有価証券へ運用替えしている場合もあり、また、将来に備えて引当特定預金等に資金を留保している場合もあるため、必ずしもこの比率が低くなると資金繰りに窮しているとは限らないので留意されたい。</p>	<p>変更なし</p>
14	総負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{総資産}}$	<p>固定負債と流動負債を合計した負債総額の総資産に対する割合で、総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な比率である。</p> <p>この比率は一般的に低いほど望ましく、50%を超えると負債総額が純資産を上回ることを示し、さらに100%を超えると負債総額が資産総額を上回る状態、いわゆる債務超過であることを示す。</p>	<p>変更なし</p>
15	負債比率	$\frac{\text{総負債}}{\text{純資産}}$	<p>他人資金と自己資金との割合で、他人資金である総負債が自己資金である純資産を上回っていないかを測る比率であり、100%以下で低い方が望ましい。</p> <p>この比率は総負債比率、自己資金構成比率と相互に関連しているが、これらの比率よりも顕著に差を把握することができる。</p>	<p>名称及び比率の内容に変更なし</p> <p>但し、分母の表記を「自己資金」から「純資産」に変更</p>

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(1) 貸借対照表関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
16	前受金保有率	現金預金 前受金	前受金と現金預金との割合で、当該年度に収受している翌年度分の授業料や入学金等が、翌年度繰越支払資金たる現金預金の形で当該年度末に適切に保有されているかを測る比率であり、100%を超えることが一般的とされている。 この比率が100%を下回っている場合、主に2つの要因が考えられる。1つには前受金として収受した資金を現金預金以外の形で保有し、短期的な運用を行っている場合であり、この場合は有価証券の状況を確認することで前もって収受している翌年度分の納付金が保有されていることを確認することとなる。 もう1つは、翌年度分の納付金として収受した前受金に前年度のうちから手を付けている場合であり、この状況は資金繰りに苦慮している状態を端的に表しているものと見ることができる。 なお、入学前に前受金を収受していない学校ではこの値が高くなる場合があるため、入学前年度における授業料等の納付条件等も確認する必要がある。	変更なし
17	退職給与引当特定資産保有率	退職給与引当特定資産 退職給与引当金	退職給与引当金と特定資産中の退職給与引当特定資産の充足関係を示す比率で、将来的な支払債務である退職給与引当金に見合う資産を特定資産としてどの程度保有しているかを判断するものであり、一般的には高い方が望ましい。 ただし、学校法人によって退職給与引当率に差異がある場合や、特定資産を形成せず現金預金・有価証券等の形で保有している場合もあり、この比率が低い場合は退職給与引当金の財源をどのように確保しているか、学校法人の状況を念頭に置いて評価する必要がある。	名称及び分子の表記変更
18	基本金比率	基本金 基本金要組入額	基本金組入対象資産額である要組入額に対する組入済基本金の割合である。 この比率は100%が上限であり、100%に近いほど未組入額が少ないことを示している。 未組入額があることはすなわち借入金又は未払金をもって基本金組入対象資産を取得していることを意味するため、100%に近いことが望ましい。 しかし、仮に100%である場合でも繰越事業活動収支差額において支出超過となっている場合、累積した支出超過が基本金を毀損していることとなるため、繰越事業活動収支差額の状況も併せて評価する必要がある。	変更なし
19	減価償却比率	減価償却累計額(図書を除く) 減価償却資産取得価額(図書を除く)	減価償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合である。 建物・設備等の有形固定資産を中心とする減価償却資産は、耐用年数に応じて減価償却されるが、固定資産の取得価額と未償却残高との差額である償却累計額が、取得価額に対してどの程度を占めているかを測る比率である。 資産の取得年次が古いほど、又は耐用年数を短期間に設定しているほどこの比率は高くなる。なお、設立から間もない学校法人では固定資産の償却が開始したばかりであるため、特に低い値となる。	変更なし
20	積立率	運用資産 要積立額	学校法人の経営を持続的かつ安定的に継続するために必要となる運用資産の保有状況を表す。 この比率では、長期的に必要な資金需要の典型的なものとして、施設設備の取替更新と退職金支払に焦点をあてている。その一方で運用資産の内容は、学校法人ごとに特定資産の使途の指定状況が一律ではないことから、換金可能な金融資産、すなわち現金預金・有価証券(固定資産および流動資産)・特定資産の合計額と幅広く捉えている。 そのため算定式の分子・分母に使途の異なる要素が混在することとなるが、ここでは学校法人全体の財政状況の全体的な把握を主眼に置いており、個別目的に対応した資産の保有状況を測るものではない。 一般的には比率は高い方が望ましいが、例えば学校法人の将来計画において部門の規模縮小や廃止等が予定されている場合にはその分の施設設備の取替更新等が不要となるため、算定式から不要分にかかる要素を除外して試算してみる等、この算定式から得られる結果のみに捉われず各学校法人の状況に応じた試算を併用することも比率の活用の上では重要である。	『今日の私学財政』において、第Ⅱ章「集計結果の概要」の「法人の財政状況」において提示されていた概念を、新たに財務比率として位置付けることとした。 分子の「運用資産」、分母の「要積立額」について、経営判断指標と同定義とするため、下記のとおり定義する 「 運用資産 ＝現金預金＋特定資産＋有価証券」 「 要積立額 ＝減価償却累計額＋退職給与引当金＋2号基本金＋3号基本金」 ※平成25年12月の説明会以降、「積立率」とは、何に着目したものがあいまい、との指摘から、このたび定義を明確にするものである。

(注) 「経常収入」＝教育活動収入計＋教育活動外収入計 「経常支出」＝教育活動支出計＋教育活動外支出計

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
1	人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{経常収入}}$	人件費の経常収入に占める割合を示す。 人件費は学校における最大の支出要素であり、この比率が適正水準を超えると経常収支の悪化に繋がる要因ともなる。 教職員1人当たり人件費や学生生徒等に対する教職員数等の教育研究条件等にも配慮しながら、各学校の実態に適った水準を維持する必要がある。	経常的な収入を分母とするため、分母を「帰属収入」から「 経常収入 」に変更
2	人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生生徒等納付金}}$	人件費の学生生徒等納付金に占める割合を示す。 この比率は人件費比率及び納付金比率の状況にも影響される。一般的に人件費は学生生徒等納付金で賄える範囲内に収まっている(比率が100%を超えない)ことが理想的であるが、学校の種類や系統・規模等により、必ずしもこの範囲に収まらない構造となっている場合もある点に留意が必要である。 例えば高等学校においては学費軽減の観点から相当規模の補助金が交付されており、相対的に学生生徒納付金が低い水準に抑えられている場合は、分母に補助金を加えて「修正人件費依存率」として評価することも有用である。	変更なし
3	教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{経常収入}}$	教育研究経費の経常収入に占める割合である。 教育研究経費には修繕費、光熱水費、消耗品費、委託費、旅費交通費、印刷製本費等の各種支出に加え教育研究用固定資産にかかる減価償却額が含まれている。また附属病院については医療経費がある。 これらの経費は教育研究活動の維持・充実のため不可欠なものであり、この比率も収支均衡を失しない範囲内で高くなることが望ましい。 なお、高等学校法人等では、教育研究経費と管理経費を区分していない場合もあり、この場合は両者を合算した「経費比率」として分析を行うこととなる。	経常的な収入を分母とするため、分母を「帰属収入」から「 経常収入 」に変更
4	管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{経常収入}}$	経常収入に対する管理経費の占める割合である。 管理経費は教育研究活動以外の目的で支出される経費であり、学校法人の運営のため、ある程度の支出は止むを得ないものの、比率としては低い方が望ましい。 なお、管理経費と教育研究経費の区分、両者を合計した経費の支出状況や減価償却の程度等にも留意が必要である。	経常的な収入を分母とするため、分母を「帰属収入」から「 経常収入 」に変更
5	借入金等利息比率	$\frac{\text{借入金等利息}}{\text{経常収入}}$	経常収入に対する借入金等利息の占める割合である。 この比率は、学校法人の借入金等の額及び借入条件等によって影響を受け、貸借対照表の負債状態が事業活動収支計算書にも反映しているため、学校法人の財務を分析する上で重要な財務比率の一つである。 借入金等利息は外部有利子負債がなければ発生しないものであるため、この比率は低い方が望ましいとされる。	経常的な収入を分母とするため、分母を「帰属収入」から「 経常収入 」に変更
6	事業活動収支差額比率	$\frac{\text{基本金組入前当年度収支差額}}{\text{事業活動収入}}$	事業活動収入に対する基本金組入前の当期収支差額が占める割合であり、この比率がプラスで大きいほど自己資金が充実し、財政面での将来的な余裕につながるものである。 このプラスの範囲内で基本金組入額が収まっていれば当年度の収支差額は収入超過となり、逆にプラス分を超えた場合は支出超過となる。 この比率がマイナスになる場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができないことを示し、基本金組入前の段階で既に事業活動支出超過の状況にある。 マイナスとなった要因が臨時的なものによる場合は別として、一般的にマイナス幅が大きくなるほど経営が圧迫され、将来的には資金繰りに支障をきたす可能性が否めない。	比率の名称を「帰属収支差額比率」から「 事業活動収支差額比率 」へ変更 計算式について下記のとおり変更 分母:「帰属収入」⇒「 事業活動収入 」 分子:「帰属収入－消費支出」⇒「 基本金組入前当年度収支差額 」

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
7	基本金組入後収支比率	$\frac{\text{事業活動支出}}{\text{事業活動収入}-\text{基本金組入額}}$	事業活動収入から基本金組入額を控除した額に対する事業活動支出が占める割合を示す比率である。 一般的には、収支が均衡する100%前後が望ましいと考えられるが、臨時的な固定資産の取得等による基本金組入れが著しく大きい年度において一時的に急上昇する場合もある。 この比率の評価に際しては、この比率が基本金組入額の影響を受けるため、基本金の組入状況およびその内容を考慮する必要がある。	比率の名称を「消費収支比率」から「 基本金組入後収支比率 」に変更 計算式について下記のとおりに変更 分母:「消費収入」⇒「 事業活動収入-基本金組入額 」 分子:「消費支出」⇒「 事業活動支出 」
8	学生生徒等納付金比率	$\frac{\text{学生生徒等納付金}}{\text{経常収入}}$	学生生徒等納付金の経常収入に占める割合である。 学生生徒等納付金は、学生生徒等の増減並びに納付金の水準の高低の影響を受けるが、学校法人の帰属収入のなかで最大の割合を占めており、補助金や寄付金と比べて外部要因に影響されることの少ない重要な自己財源であることから、この比率が安定的に推移することが望ましい。 この比率の評価に際しては、同時に学生生徒等納付金の内訳や学生生徒等1人当たりの納付金額、奨学費の支出状況も確認することが重要である。	経常的な収入を分母とするため、分母を「帰属収入」から「 経常収入 」に変更
9	寄付金比率	$\frac{\text{寄付金}}{\text{事業活動収入}}$	寄付金の事業活動収入に占める割合である。 寄付金は私立学校にとって重要な収入源であり、一定水準の寄付金収入を継続して確保することが経営の安定のためには好ましいことである。 しかし、寄付金は予定された収入ではないため年度による増減幅が大きくなる。周年事業の寄付金募集を行っている場合、事業の終了後に寄付金収入が大きく落ち込む例が典型的である。 今後の学校経営においては、学内の寄付金募集体制を充実させ、一定水準の寄付金の安定的な確保に務めることの重要性が高まっている。	計算式について、分母を「帰属収入」から「 事業活動収入 」に変更 なお、分子の「寄付金」には、特別収支の「施設設備寄付金」及び「現物寄付」を含む
	経常寄付金比率	$\frac{\text{教育活動収支の寄付金}}{\text{経常収入}}$	上記寄付金比率につき経常的な要素に限定した比率である。	上記寄付金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定
10	補助金比率	$\frac{\text{補助金}}{\text{事業活動収入}}$	国又は地方公共団体の補助金の事業活動収入に占める割合である。 学校法人において、補助金は一般的に納付金に次ぐ第二の収入源泉であり、今や必要不可欠なものである。私立学校が公教育の一翼を担う観点からも今後の補助金額の増加が大いに期待されている。 しかしこの比率が高い場合、学校法人独自の自主財源が相対的に小さく、国や地方公共団体の補助金政策の動向に影響を受け易いこととなるため、場合によっては学校経営の柔軟性が損なわれる可能性も否定できない。	計算式について、分母を「帰属収入」から「 事業活動収入 」に変更 なお、分子の「補助金」には、特別収支の「施設設備補助金」を含む
	経常補助金比率	$\frac{\text{教育活動収支の補助金}}{\text{経常収入}}$	上記補助金比率につき経常的な要素に限定した比率である。	上記補助金比率を、分子・分母ともに経常的な収入に限定
11	基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{事業活動収入}}$	事業活動収入の総額から基本金への組入れ状況を示す比率である。 大規模な施設等の取得等を単年度に集中して行った場合は、一時的にこの比率が上昇することとなる。学校法人の諸活動に不可欠な資産の充実のためには、基本金への組入れが安定的に行われることが望ましい。 したがってこの比率の評価に際しては、基本金の組入れ内容が単年度の固定資産の取得によるものか、第2号基本金や第3号基本金にかかる計画的な組入れによるものか等の組入れの実態を確認しておく必要がある。	計算式について、分母を「帰属収入」から「 事業活動収入 」に変更

学校法人会計基準改正に伴う財務比率の変更について

(2) 事業活動収支計算書関係比率

No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
12	減価償却額比率	減価償却額 経常支出	減価償却額の経常支出に占める割合で、当該年度の経常支出のうち減価償却額がどの程度の水準にあるかを測る比率である。 一方で、減価償却額は経費に計上されているが実際の資金支出は伴わないものであるため、別の視点では実質的には費消されずに蓄積される資金の割合を示したものと捉えることも可能である。	経常的な支出を分母とするため、分母を「消費支出」から「 経常支出 」に変更
13	経常収支差額比率	経常収支差額 経常収入	経常的な収支バランスを表す比率として新設	新設
14	教育活動収支差額比率	教育活動収支差額 教育活動収入計	本業である教育活動の収支バランスを表す比率として新設	新設

(注) 「経常収入」=教育活動収入計+教育活動外収入計 「経常支出」=教育活動支出計+教育活動外支出計

(3) 活動区分資金収支計算書関係比率

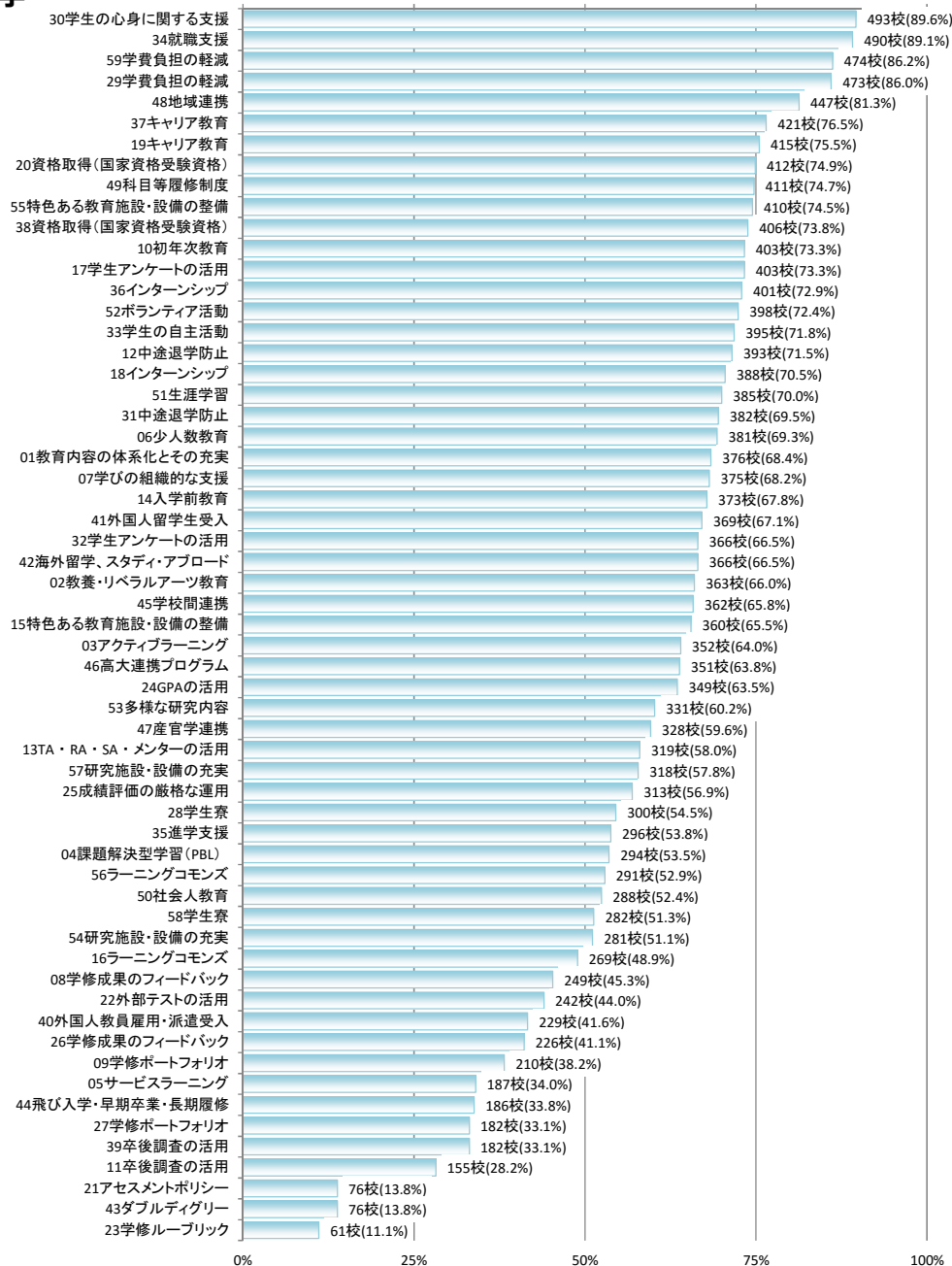
No.	新比率名	算出方法	比率の意味	会計基準改正に伴う変更点等
1	教育活動資金収支差額比率	教育活動資金収支差額 教育活動資金収入計	教育活動資金収支差額の教育活動収入に占める割合を示し、学校法人における本業である「教育活動」でキャッシュフローを生み出しているかを測る比率である。 比率はプラスであることが望ましいが、「その他活動」でキャッシュフローを生み出し、教育研究活動の原資としている場合もあり得るため、「その他活動」の収支状況を併せて確認する必要がある。	事業団が公表している「経営判断指標」の判断区分に「教育活動資金収支差額」を設けることとなったため、財務比率としても新設。 ※平成25年12月の説明会以降、新設することとしたものである。

(注) 教育活動資金収支差額=教育活動資金収入計-教育活動資金支出計+教育活動調整勘定等

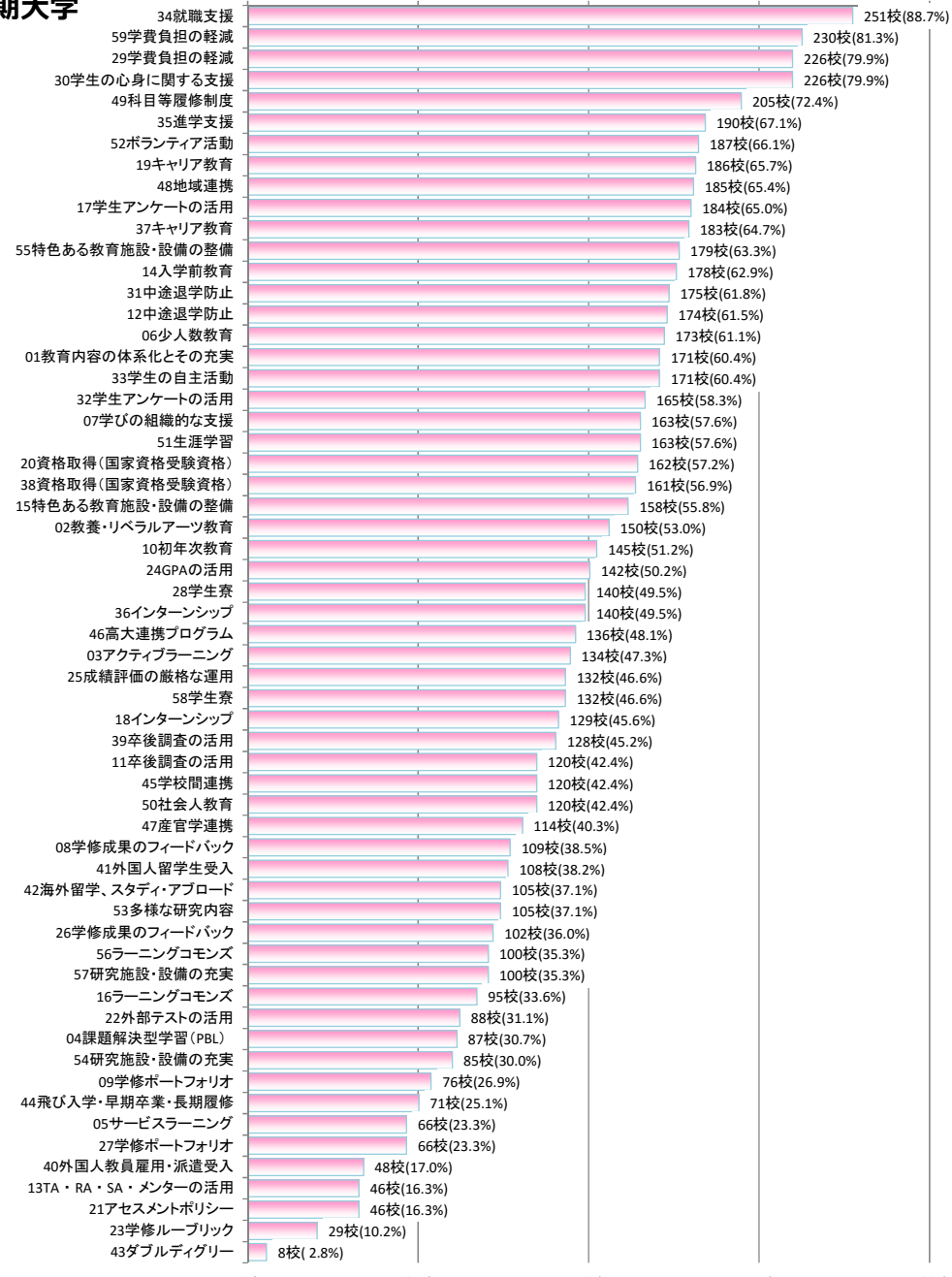
IV 私立大学・短期大学の教育の取組み

教育の取組の実施状況（平成28年度）

■ 大学



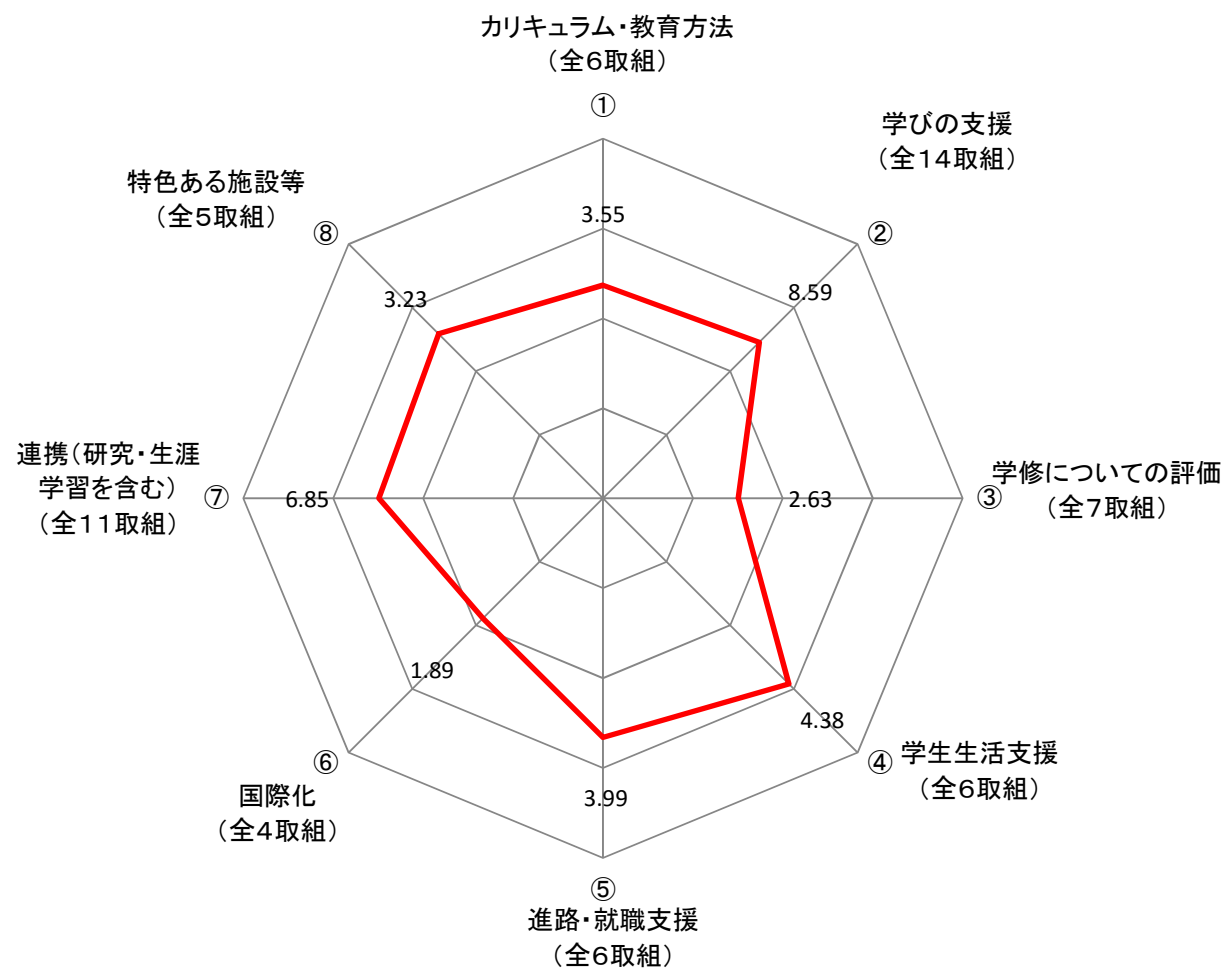
■ 短期大学



教育の取組のグループ別平均実施数（平成28年度）

取組のグループ	大学
① カリキュラム・教育方法 (全6取組) 01教育内容の体系化とその充実 02教養・リベラルアーツ教育 03アクティブラーニング 04課題解決型学習(PBL) 05サービスマーケティング 06少人数教育	3.55 (59.2%)
② 学びの支援 (全14取組) 07学びの組織的な支援 08学修成果のフィードバック 09学修ポートフォリオ 10初年次教育 11卒業後の活用 12中途退学防止 13TA・RA・SA・メンターの活用 14入学前教育 15特色ある教育施設・設備の整備 16ラーニングcommons 17学生アンケートの活用 18インターンシップ 19キャリア教育 20資格取得(国家資格受験資格)	8.59 (61.4%)
③ 学修についての評価 (全7取組) 21アセスメントポリシー 22外部テストの活用 23学修ルーブリック 24GPAの活用 25成績評価の厳格な運用 26学修成果のフィードバック 27学修ポートフォリオ	2.63 (37.6%)
④ 学生生活支援 (全6取組) 28学生寮 29学費負担の軽減 30学生の心身に関する支援 31中途退学防止 32学生アンケートの活用 33学生の自主活動	4.38 (73.0%)
⑤ 進路・就職支援 (全6取組) 34就職支援 35進学支援 36インターンシップ 37キャリア教育 38資格取得(国家資格受験資格) 39卒業後の活用	3.99 (66.5%)
⑥ 国際化 (全4取組) 40外国人教員雇用・派遣受入 41外国人留学生受入 42海外留学、スタディ・アブロード 43ダブルディグリー	1.89 (47.3%)
⑦ 連携(研究・生涯学習を含む) (全11取組) 44飛び入学・早期卒業・長期履修 45学校間連携 46高大連携プログラム 47産官学連携 48地域連携 49科目等履修制度 50社会人教育 51生涯学習 52ボランティア活動 53多様な研究内容 54研究施設・設備の充実	6.85 (62.3%)
⑧ 特色ある施設等 (全5取組) 55特色ある教育施設・設備の整備 56ラーニングcommons 57研究施設・設備の充実 58学生寮 59学費負担の軽減	3.23 (64.6%)
全8グループ (全59取組)	35.12 (59.5%)

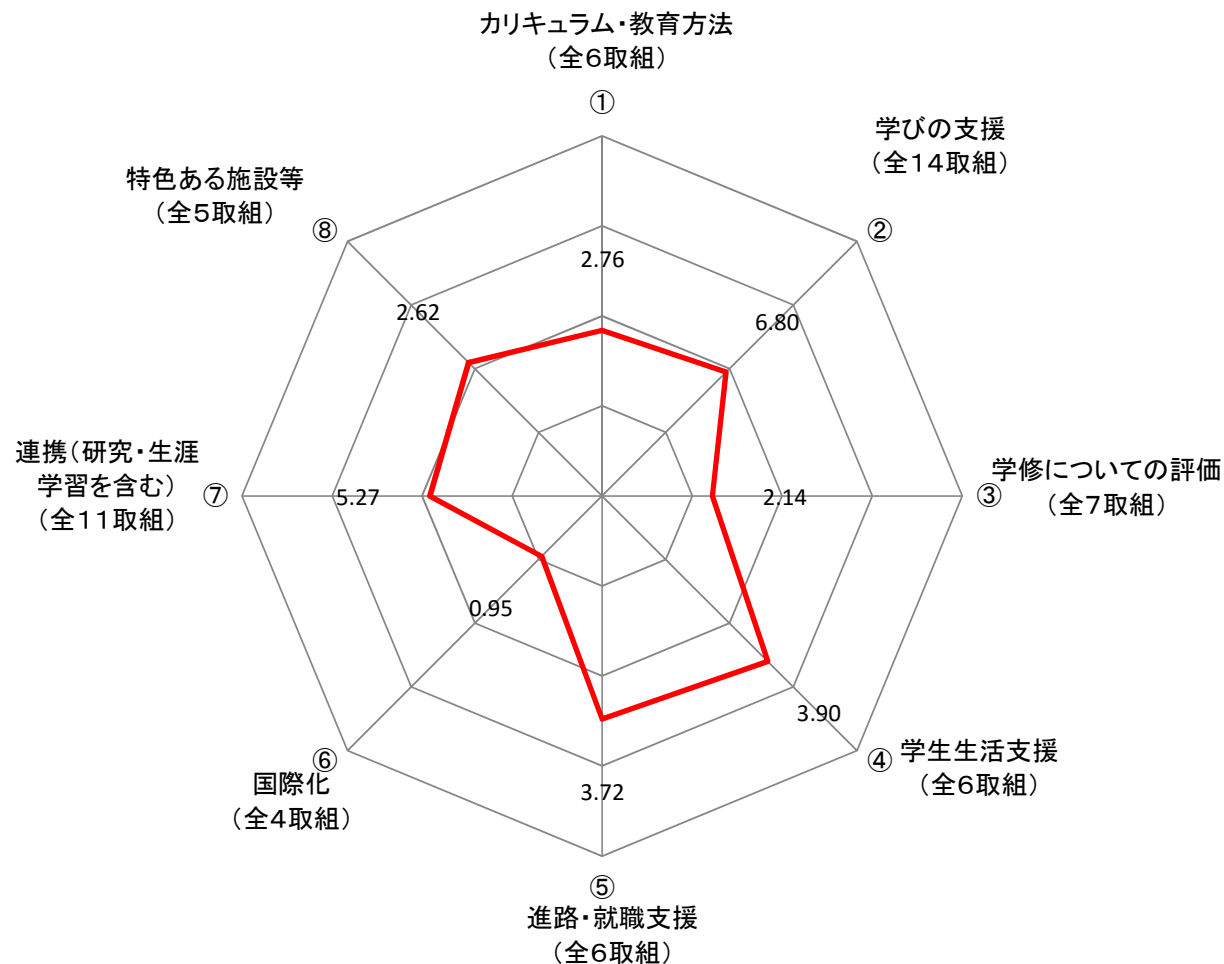
(大学)



教育の取組のグループ別平均実施数（平成28年度）

取組のグループ	短期大学
① カリキュラム・教育方法 (全6取組) 01教育内容の体系化とその充実 02教養・リベラルアーツ教育 03アクティブラーニング 04課題解決型学習(PBL) 05サービスマーケティング 06少人数教育	2.76 (46.0%)
② 学びの支援 (全14取組) 07学びの組織的な支援 08学修成果のフィードバック 09学修ポートフォリオ 10初年次教育 11卒業後の活用 12中途退学防止 13TA・RA・SA・メンターの活用 14入学前教育 15特色ある教育施設・設備の整備 16ラーニングコモンズ 17学生アンケートの活用 18インターンシップ 19キャリア教育 20資格取得(国家資格受験資格)	6.80 (48.6%)
③ 学修についての評価 (全7取組) 21アセスメントポリシー 22外部テストの活用 23学修ルーブリック 24GPAの活用 25成績評価の厳格な運用 26学修成果のフィードバック 27学修ポートフォリオ	2.14 (30.6%)
④ 学生生活支援 (全6取組) 28学生寮 29学費負担の軽減 30学生の心身に関する支援 31中途退学防止 32学生アンケートの活用 33学生の自主活動	3.90 (65.0%)
⑤ 進路・就職支援 (全6取組) 34就職支援 35進学支援 36インターンシップ 37キャリア教育 38資格取得(国家資格受験資格) 39卒業後の活用	3.72 (62.0%)
⑥ 国際化 (全4取組) 40外国人教員雇用・派遣受入 41外国人留学生受入 42海外留学、スタディ・アブロード 43ダブルディグリー	0.95 (23.8%)
⑦ 連携(研究・生涯学習を含む) (全11取組) 44飛び入学・早期卒業・長期履修 45学校間連携 46高大連携プログラム 47産官学連携 48地域連携 49科目等履修制度 50社会人教育 51生涯学習 52ボランティア活動 53多様な研究内容 54研究施設・設備の充実	5.27 (47.9%)
⑧ 特色ある施設等 (全5取組) 55特色ある教育施設・設備の整備 56ラーニングコモンズ 57研究施設・設備の充実 58学生寮 59学費負担の軽減	2.62 (52.4%)
全8グループ (全59取組)	28.16 (47.7%)

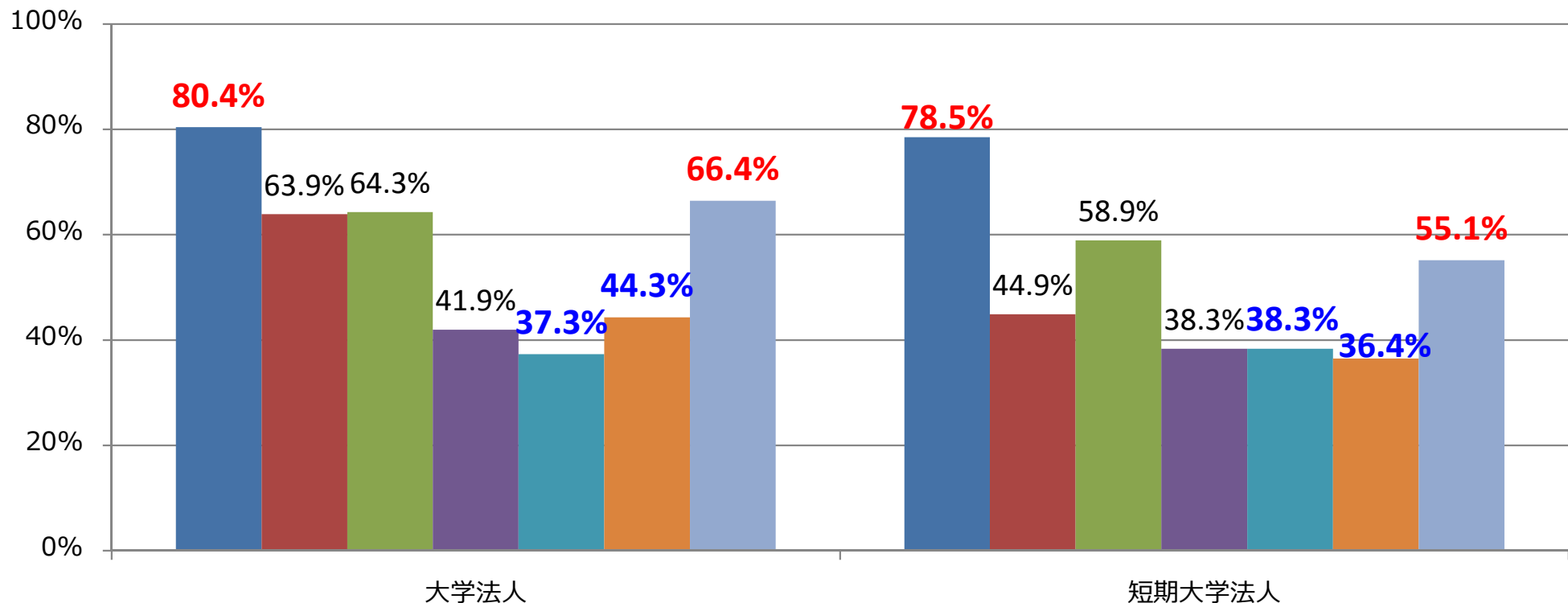
(短期大学)



V 監事の現状

監事に今後期待する役割

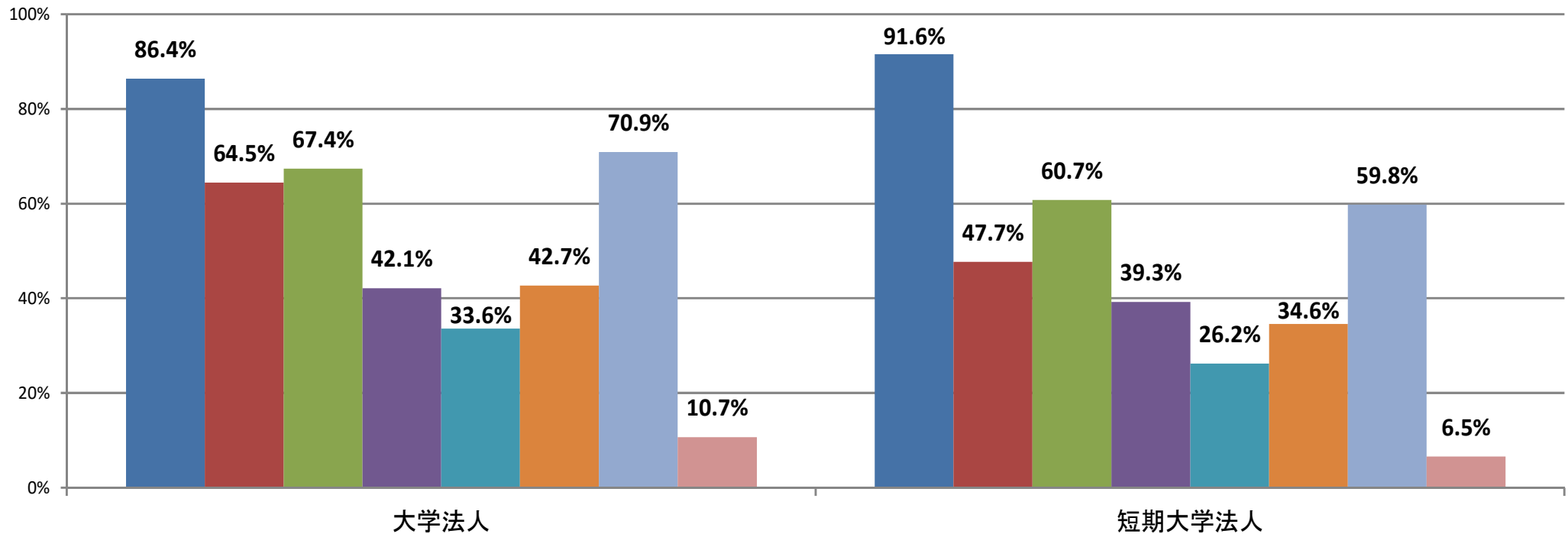
- 「予算編成や中長期計画に対するチェック」や「監査における指摘事項の改善状況のチェック」に対する期待度が高い。
- 「教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査」や「教育研究活動の実績等に関する監査」については期待度は低い。



- 予算編成や中長期計画策定に対するチェック
- 学部設置や施設設備整備計画等に対する妥当性のチェック
- 各部署の業務執行(学内事務体制の見直し)に対するチェック
- 人事、労務管理に対する監査
- 教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査
- 教育研究活動の実績等に関する監査
- 監査における指摘事項の改善状況のチェック

(出典) 私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(報告)」(平成27年3月)

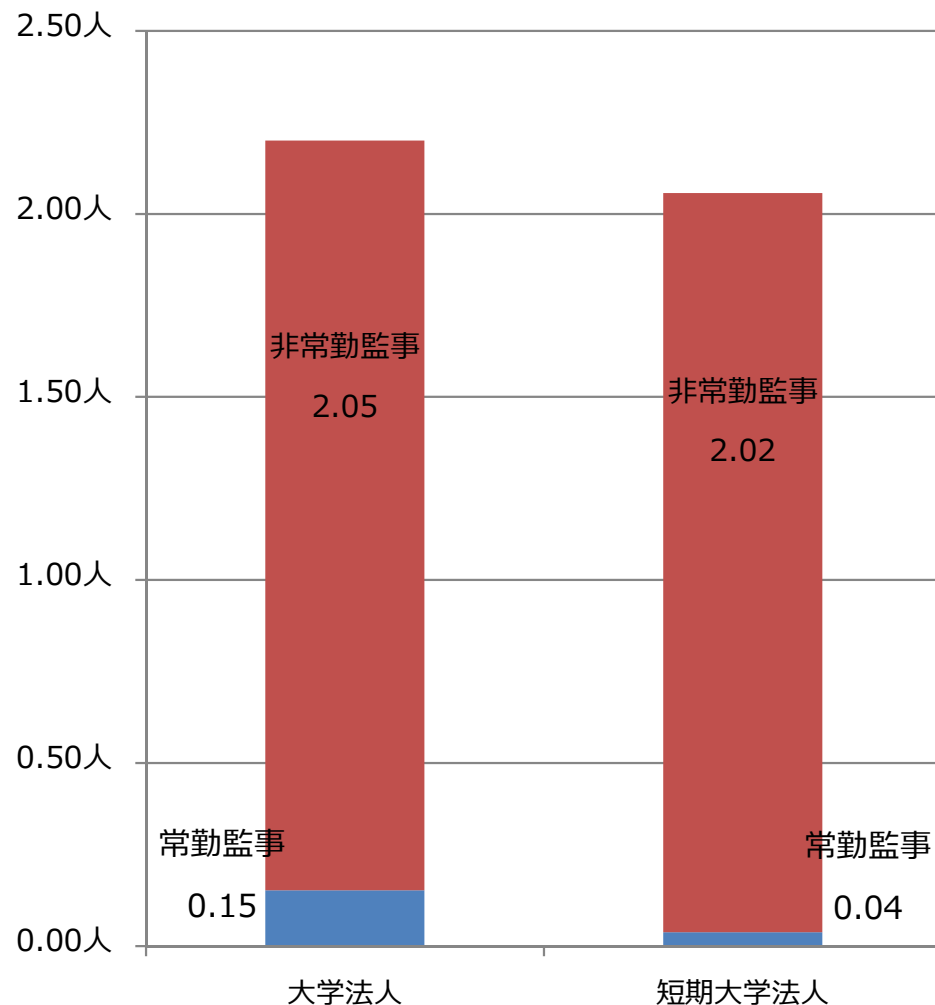
業務に関する監査の内容



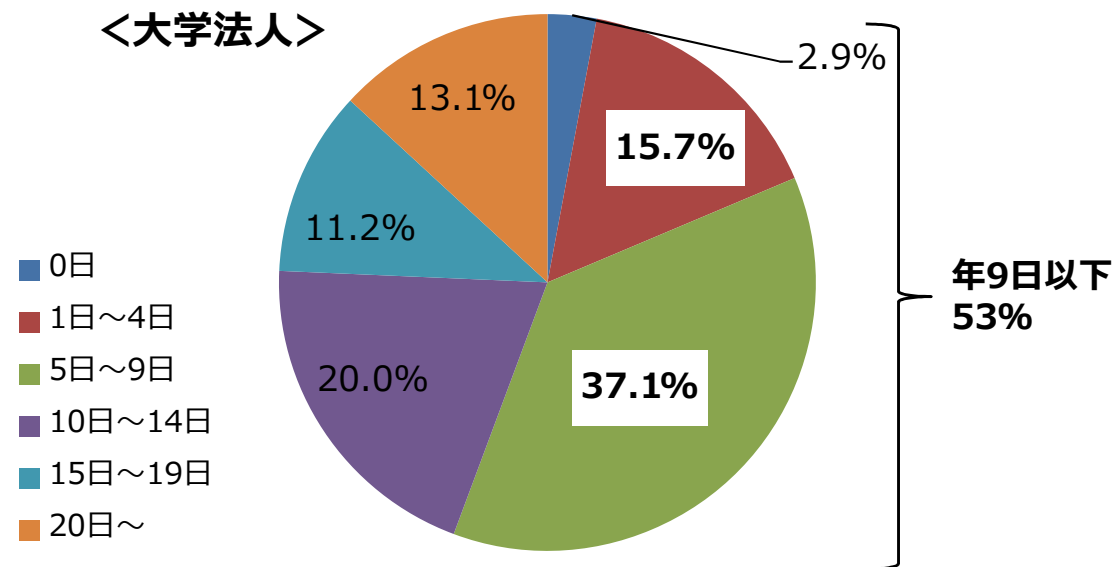
- 予算編成や中長期計画策定に対するチェック
- 学部設置や施設設備整備計画等に対する妥当性のチェック
- 各部署の業務執行(学内事務体制の見直し)に対するチェック
- 人事、労務管理に対する監査
- 教育研究活動の企画立案・実施過程に関する監査
- 教育研究活動の実績等に関する監査
- 監査における指摘事項の改善状況のチェック
- その他

監事の人数と非常勤監事の出勤日数

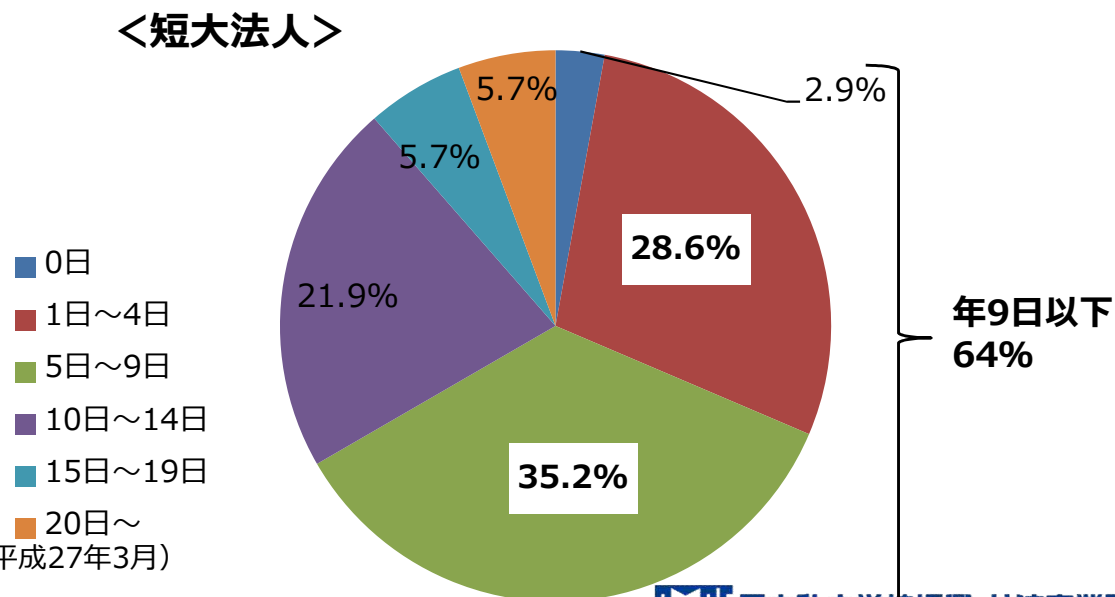
- 大学法人では、常勤監事の平均人数は0.15人。短期大学法人では、0.04人となっており、常勤監事を置く法人は少ない。
- 大学法人の約53%、短期大学法人の約64%で非常勤監事の出勤日数が年9日以下である。



<大学法人>



<短大法人>



(出典) 私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(報告)」(平成27年3月)

監査の日数

《大学法人》

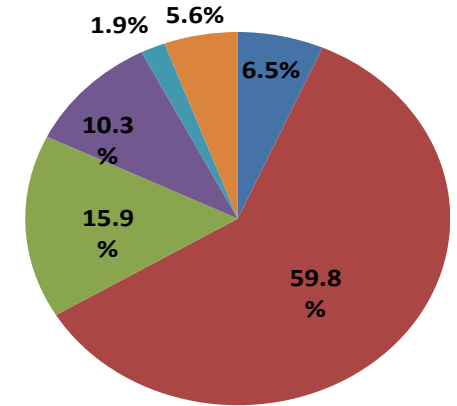
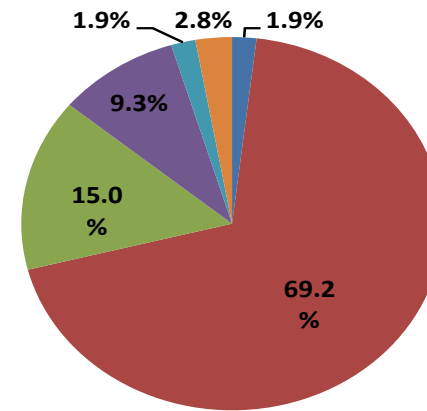
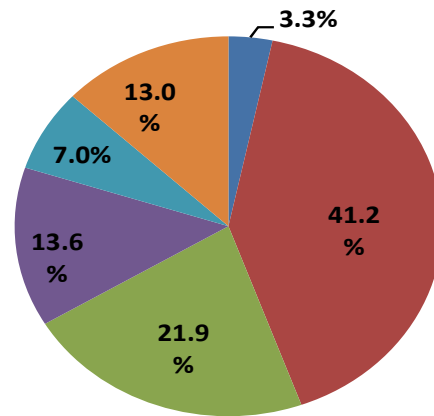
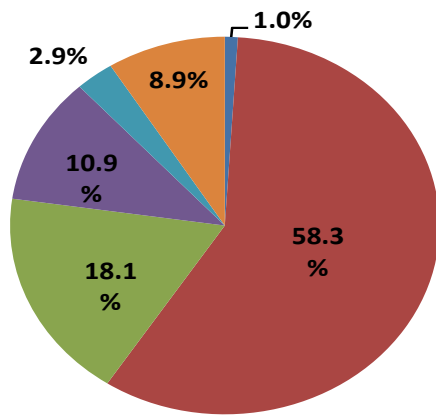
《短期大学法人》

財務監査

業務監査

財務監査

業務監査



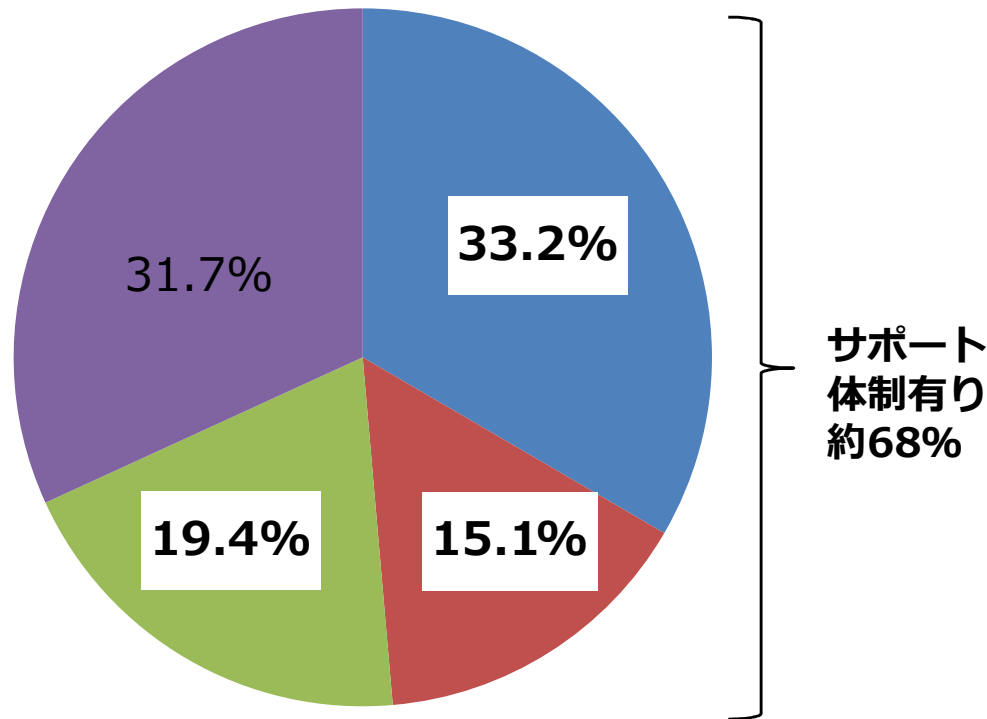
■ 0日 ■ 1日~4日 ■ 5日~9日 ■ 10日~14日 ■ 15日~19日 ■ 20日~

出典:「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告 データ集

監事のサポート体制

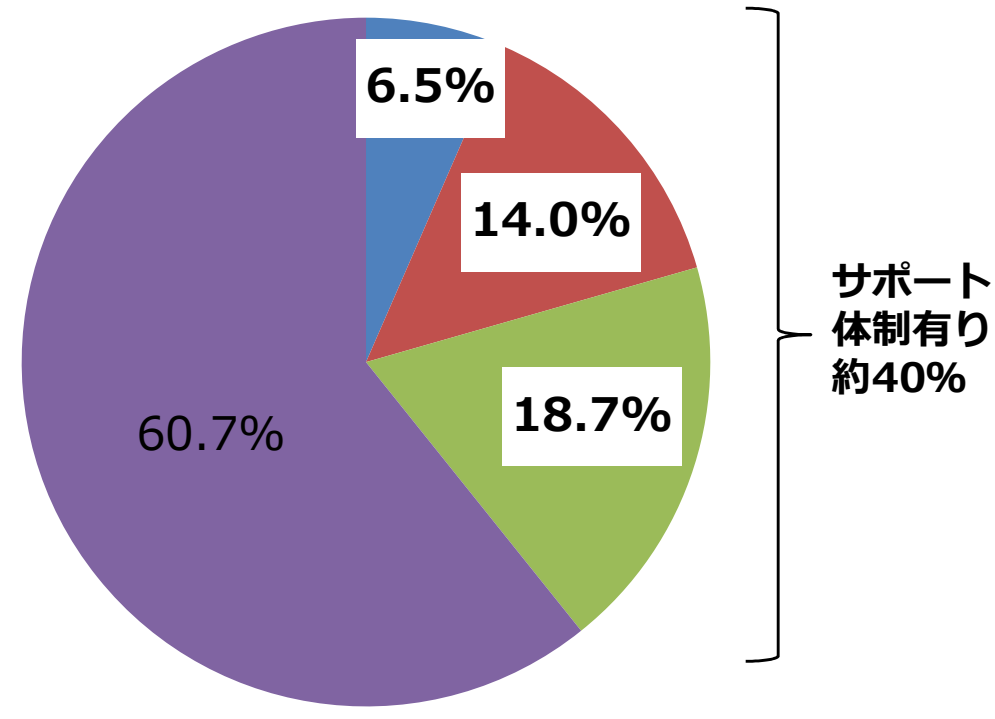
- 監事をサポートする何らかの体制をとっているのは、大学法人においては、約68%、短期大学法人においては約40%であり、大きく差がある。
- そのうち、内部監査室を設置している学校法人は、大学法人で約3割、短大法人では1割に満たない。

＜大学法人＞



- 内部監査室が、監事業務の支援を行っている
- 監事より要望があった場合に人員を配置している

＜短大法人＞

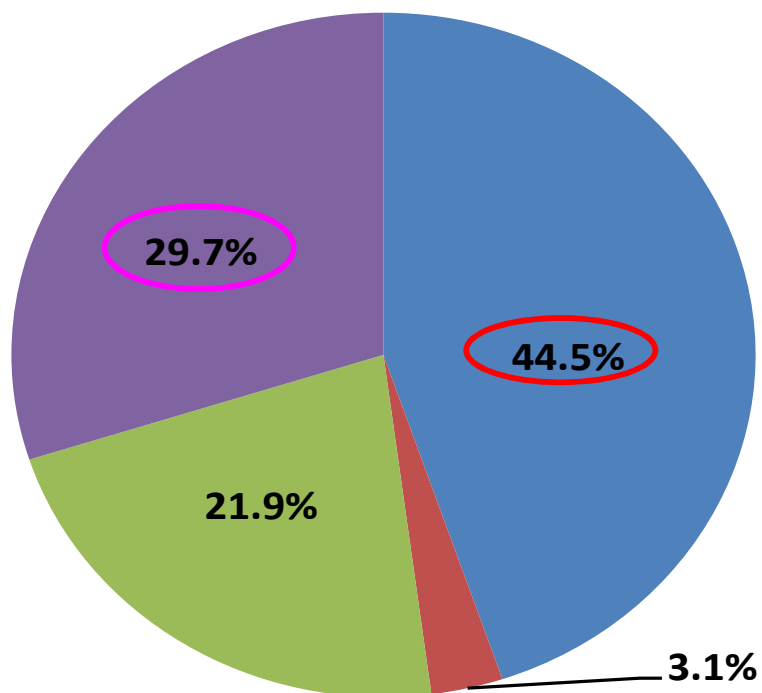


- 特定の職員を監事の補佐に従事させている
- 特段の支援体制はとっていない

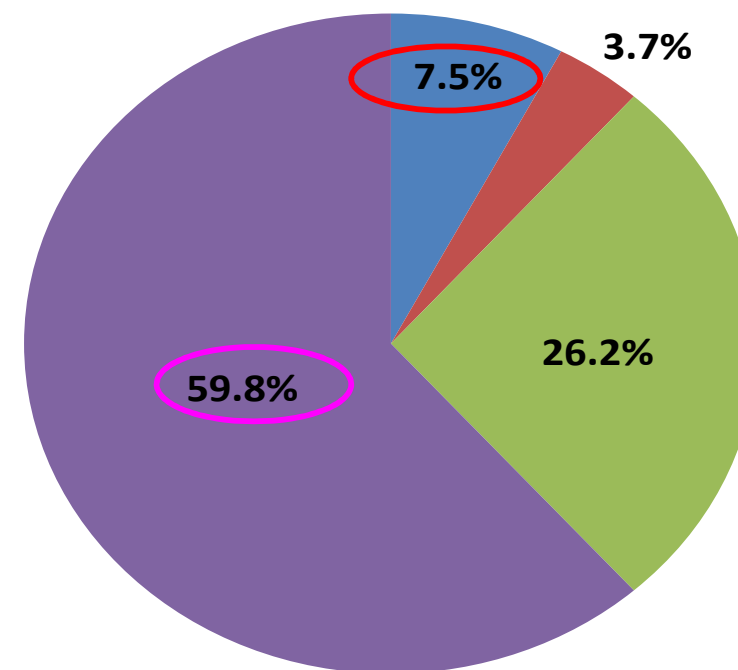
(出典) 私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(報告)」(平成27年3月)

内部監査室の設置

大学法人



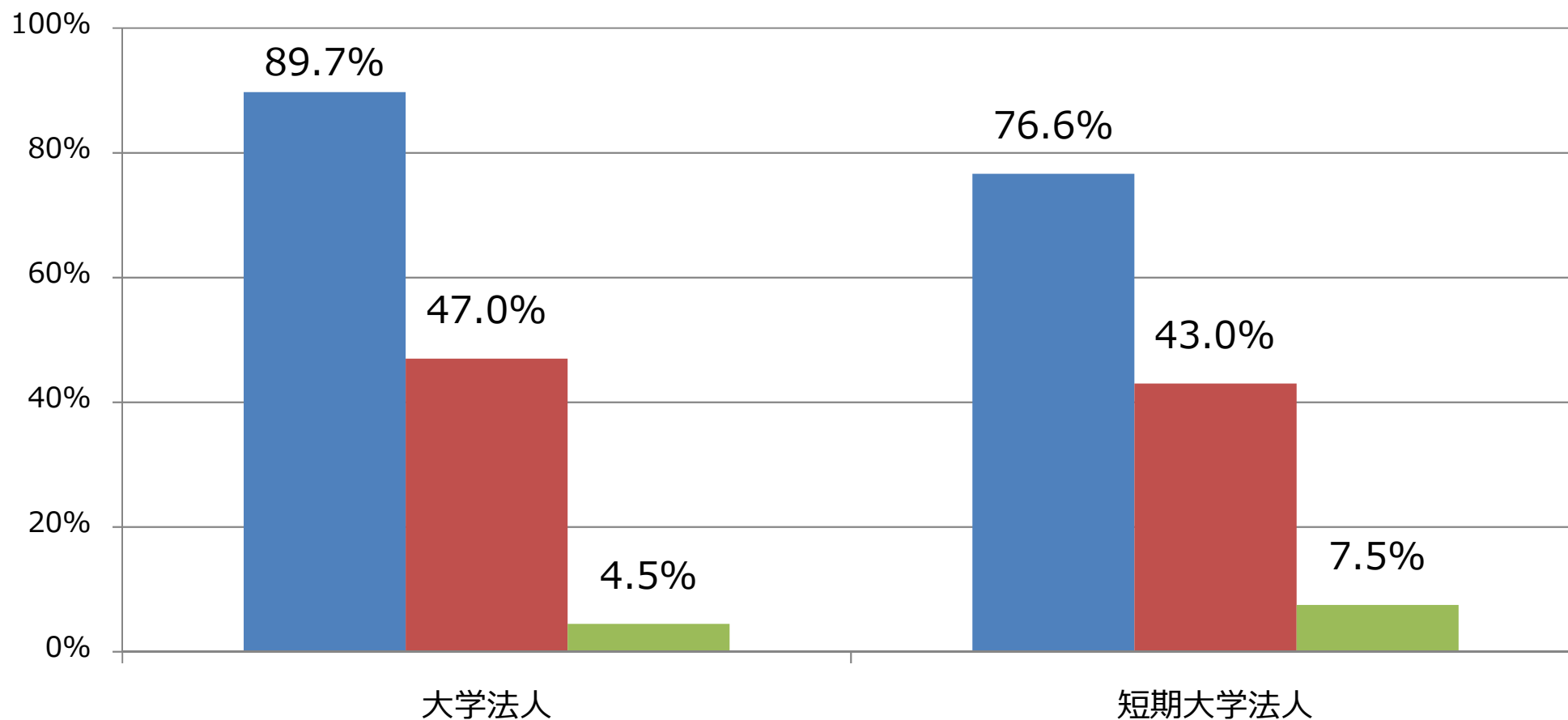
短期大学法人



- 内部監査室を既に設置している
- 現在、内部監査室の設置に向けた検討中である
- 将来的に設置は考えているが、具体的な時期等は未定である
- 現時点では内部監査室を設置する予定はない

独立監査人との連携

○ 大学法人では約9割、短期大学法人では約8割が、「独立監査人の監査の状況につき適宜説明を受け、監事による財務監査の項目選定に活用している」状況。

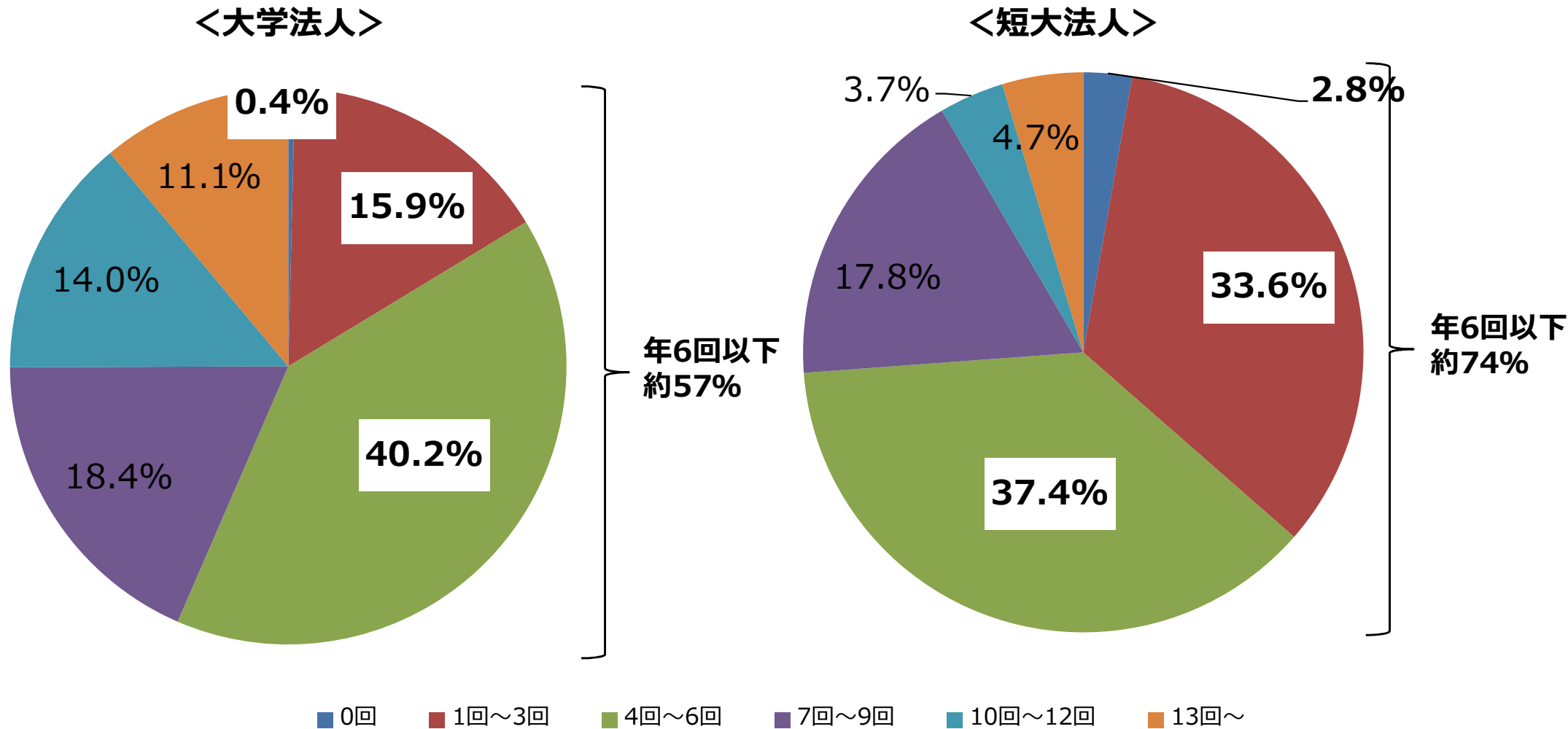


- 独立監査人の監査の状況につき適宜説明を受け、監事による財務監査の項目選定に活用している
- 監事による財務監査で疑義のある項目が生じた際、独立監査人の意見を参考に行っている
- 独立監査人とは特段、連携は取っていない

(出典) 私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(報告)」(平成27年3月)

監事の理事会出席回数

○ 監事の理事会の出席回数について、大学法人では約6割、短期大学法人では約7割が年間6回以下にとどまる。



(出典) 私学事業団「学校法人の経営改善方策に関するアンケート(報告)」(平成27年3月)

ご清聴
ありがとうございました